

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長 原島 貴男

下記のとおり一般競争入札を実施します。陸上自衛隊の入札及び契約心得等をご承知の上、ご参加ください。

1 競争入札に付する事項、競争入札執行の日時及び場所

Aグループ【西地区分】

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 令和8年度健軍駐屯地（西地区）で使用する電気 （再生可能エネルギー比率100%）	仕様書のとおり	健軍駐屯地	令和8年4月 1日（水） 0000 ～ 令和9年3月 31日（水） 2400	令和8年3月4日 （水）1400	健軍駐屯地 会計隊本部 会議室
(2) 令和8年度健軍駐屯地（西地区）で使用する電気 （再生可能エネルギー比率60%以上）				令和8年3月4日 （水）1430	
(3) 令和8年度健軍駐屯地（西地区）で使用する電気 （再生可能エネルギー比率30%以上）				令和8年3月4日 （水）1500	
(4) 令和8年度健軍駐屯地（西地区）で使用する電気 （再生可能エネルギー比率0%） （再生可能エネルギー比率に係る条件なし）				令和8年3月4日 （水）1530	

Bグループ【東地区分】

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 令和8年度健軍駐屯地（東地区）で使用する電気 （再生可能エネルギー比率100%）	仕様書のとおり	健軍駐屯地	令和8年4月 1日（水） 0000 ～ 令和9年3月 31日（水） 2400	令和8年3月4日 （水）1400	健軍駐屯地 会計隊本部 会議室
(2) 令和8年度健軍駐屯地（東地区）で使用する電気 （再生可能エネルギー比率60%以上）				令和8年3月4日 （水）1430	
(3) 令和8年度健軍駐屯地（東地区）で使用する電気 （再生可能エネルギー比率30%以上）				令和8年3月4日 （水）1500	
(4) 令和8年度健軍駐屯地（東地区）で使用する電気 （再生可能エネルギー比率0%） （再生可能エネルギー比率に係る条件なし）				令和8年3月4日 （水）1530	

Cグループ【高遊原分】

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 令和8年度高遊原分屯地で使用する電気 （再生可能エネルギー比率100%）	仕様書のとおり	高遊原分屯地	令和8年4月 1日（水） 0000 ～ 令和9年3月 31日（水） 2400	令和8年3月4日 （水）1400	健軍駐屯地 会計隊本部 会議室
(2) 令和8年度高遊原分屯地で使用する電気 （再生可能エネルギー比率60%以上）				令和8年3月4日 （水）1430	
(3) 令和8年度高遊原分屯地で使用する電気 （再生可能エネルギー比率30%以上）				令和8年3月4日 （水）1500	
(4) 令和8年度高遊原分屯地で使用する電気 （再生可能エネルギー比率0%） （再生可能エネルギー比率に係る条件なし）				令和8年3月4日 （水）1530	

Dグループ【熊本送信所分】

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 令和8年度熊本送信所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率100%)	仕様書のとおり	熊本送信所	令和8年4月 1日(水) 0000 ～ 令和9年3月 31日(水) 2400	令和8年3月4日 (水) 1400	健軍駐屯地 会計隊本部 会議室
(2) 令和8年度熊本送信所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%以上)				令和8年3月4日 (水) 1430	
(3) 令和8年度熊本送信所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%以上)				令和8年3月4日 (水) 1500	
(4) 令和8年度熊本送信所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)				令和8年3月4日 (水) 1530	

Eグループ【大関山中継所分】

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 令和8年度大関山中継所(動力)で使用する電気 (再生可能エネルギー比率100%)	仕様書のとおり	大関山中継所	令和8年4月 1日(水) 0000 ～ 令和9年3月 31日(水) 2400	令和8年3月4日 (水) 1400	健軍駐屯地 会計隊本部 会議室
(2) 令和8年度大関山中継所(動力)で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%以上)				令和8年3月4日 (水) 1430	
(3) 令和8年度大関山中継所(動力)で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%以上)				令和8年3月4日 (水) 1500	
(4) 令和8年度大関山中継所(動力)で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)				令和8年3月4日 (水) 1530	

Fグループ【不知火中継所分】

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 令和8年度不知火中継所(動力)で使用する電気 令和8年度不知火中継所(電灯)で使用する電気 (再生可能エネルギー比率100%)	仕様書のとおり	不知火中継所	令和8年4月 1日(水) 0000 ～ 令和9年3月 31日(水) 2400	令和8年3月4日 (水) 1400	健軍駐屯地 会計隊本部 会議室
(2) 令和8年度不知火中継所(動力)で使用する電気 令和8年度不知火中継所(電灯)で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%以上)				令和8年3月4日 (水) 1430	
(3) 令和8年度不知火中継所(動力)で使用する電気 令和8年度不知火中継所(電灯)で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%以上)				令和8年3月4日 (水) 1500	
(4) 令和8年度不知火中継所(動力)で使用する電気 令和8年度不知火中継所(電灯)で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)				令和8年3月4日 (水) 1530	

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 令和7・8・9年度の競争参加資格(全省庁統一資格)「物品」において、Aグループ及びBグループはC等級以上、C～FグループはD級以上に格付けされ、九州地域の競争参加資格を有しているものであること。
- (4) 電気事業法第3条の1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項に基づき、特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。(適合証明書を提出すること。)
- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (12) 前年度、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)第8条第1項の勧告を受けていない者。
- (13) 入札に参加する者は、各グループ(1)～(4)のそれぞれの入札に応じた「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。
この際、各グループ(4)の入札に参加をする場合においても、再生可能エネルギー比率(%)を0と記載した「特定電源割当計画書」を提出するものとする。

3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等

(1) 入札参加希望者の書類提出

入札参加希望者は、2(5)及び2(13)に記載の適合証明書及び特定電源割当計画書(様式別途配布)を提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送(FAX不可)

(3) 提出期限

令和8年3月2日(月) 17時00分

4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、2月27日までに書面(FAX含む)により入札参加希望者に回答する。

- (1) 2(1)から(13)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率100%にて応札のできる者がいる場合は「仕様書A(再生可能エネルギー比率100%)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (2) 第1号の要件を満たせない場合において、2(1)から(13)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率60%以上で応札のできる者がいる場合は「仕様書B(再生可能エネルギー比率60%以上)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (3) 第2号の要件を満たせない場合において、2(1)から(13)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率30%以上で応札のできる者がいる場合は「仕様書C(再生可能エネルギー比率30%以上)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (4) 第3号の要件を満たせない場合において、2(1)から(13)までの全ての必要な資格を満たす者がいる場合、「仕様書D(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)」を採用するものとし、再生可能エネルギー比率についての条件は付さないこととする。

5 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)

陸上自衛隊健軍駐屯地、北熊本駐屯地、自衛隊熊本病院、熊本防衛支局

6 契約条項を示す場所等

- (1) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ又は、健軍駐屯地会計隊本部業務科契約班で閲覧できる。
- (2) 入札関係書類は、健軍駐屯地会計隊本部業務科契約班で配布する。また、入札参加希望者の要望によりFAX等でも配布する。(土曜・日曜・祝日を除く08:15～17:00)
- (3) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。(FAX可)

7 入札説明会及び競争入札実施要領等

- (1) 入札説明会：一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。

(2) 入札実施要領

ア 各グループ(1)の入札で応札をできる者がいる場合

各グループ(1)の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

イ 各グループ(1)の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは各グループ(1)の入札で応札をできる者がなかった場合

各グループ(2)の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

ウ 各グループ(2)の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは各グループ(2)の入札で応札をできる者がなかった場合

各グループ(3)の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

エ 各グループ(3)の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは各グループ(3)の入札で応札をできる者がなかった場合

各グループ(4)の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

オ 入札において、各グループ(1)の入札案件が落札に至った場合、各グループ(2)～(4)の入札は全て実施しない。

カ 入札において、各グループ(2)の入札案件が落札に至った場合、各グループ(3)～(4)の入札は全て実施しない。

キ 入札において、各グループ(3)の入札案件が落札に至った場合、各グループ(4)の入札は実施しない。

8 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

9 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式：予定総価(ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。)
- (2) 入札金額は、契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

10 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影又は自署が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約書等作成の要否

- (1) 落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。
- (2) 適用する契約条項
- (3) 「物品売買契約条項」
「単価契約に関する特約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」 「暴力団排除に関する特約条項」

12 その他

- (1) 郵便または持参による入札とする。送信封筒に必ず「（入札日時及び入札件名）入札書在中」の記載をし、入札日の前日 17 時迄に必着するよう郵送し送付後、業務科契約班まで電話連絡すること。
なお、再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も送付すること。
- (2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
- (3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。（FAX 不可）
- (4) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いします。

(5) 7（2）入札実施要領中、ア項の初度入札で落札した場合の再度入札書あるいはオ～キ項に該当した入札書に関しては、開封することなく破棄する。

(6) 入札書に関しては、各グループ（1）～（4）までの各入札案件ごと、それぞれの案件名、入札日時及び場所を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、各グループ（1）～（4）までの再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時及び場所に加え案件名の最後に（再度入札分）と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。

13 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 業務科 契約班（担当：佐々木）

TEL 096-368-5111（内線3586）

FAX 096-368-3579

14 (1) 仕様書【西地区・東地区・熊本送信所・大関山中継所（動力）・不知火中継所（動力）・不知火中継所（電灯）】に関する事項の問い合わせ先

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊健軍駐屯地 健軍駐屯地業務隊 管理科営繕班（担当：吉 永）

TEL 096-368-5111（内線4810）

(2) 仕様書【高遊原分屯地】に関する事項の問い合わせ先

〒861-2204

熊本県上益城郡益城町小谷1812

陸上自衛隊高遊原分屯地 高遊原派遣隊施設班（担当：陣 内）

TEL 096-232-2101（内線354）

(表紙含む13枚)

作成年月日：令和8年1月14日

令和8年度
健軍駐屯地(西地区)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度健軍駐屯地（西地区）で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊健軍駐屯地（西地区）
熊本県熊本市東区東町1丁目1番1号
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧(標準電圧) 22,000V
 - ウ 計量電圧(標準電圧) 22,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 常用・予備線 2回線受電2VCT方式
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
 - キ 受電設備の総容量 6,000KVA
 - ク コンデンサの総容量 1,050KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 常用・予備ともに契約電力2,350キロワット(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとし、力率は100%とする。)
 - イ 予定使用電力量 8,365,724キロワット時(別紙第1のとおり。)
 - ウ 令和7年度年間電力使用実績表(別紙第2のとおり。)
 - エ 令和6年度年間電力使用実績表(別紙第3のとおり。)
- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。
(付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
(RE100の細部については、Going 100% - RE100
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))
- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
 自動検針用伝送端末の有無 有
 電力会社の検針方法 常時・予備線共に遠隔自動検針
 計量器の構成 九電テクノシステムズ(株)電力需給用複合計器
 型番: K P 3 E 6 - R 形
 製造年月日: 2 0 1 3 年
 交流 3 相 3 線式 1 1 0 V 5 A 6 0 Hz
 計器定数 1, 0 0 0 パルス/kWs・1, 0 0 0 パルス/kvar
 パルス定数 5 0, 0 0 0 パルス/kWh・2, 0 0 0 パルス/kWh
 パルス記号 なし
 計器用変圧変流器 東光電気(株)型式ME-3K
 2 2, 0 0 0 / 1 1 0 V 2 0 0 / 5 A
- (6) 需給地点
 需給場所における陸上自衛隊健軍駐屯地(西地区)東側外柵の屋外に設置した自立型 2 2 K V 引込用ガス区分開閉器の電源側接続点
- (7) 計量地点
 陸上自衛隊健軍駐屯地(西地区)受電所内の引込断路器の電源側
- (8) 電気工作物の財産分界点
 需給地点に同じ。
 ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
 需給地点に同じ。
- 4 対価の支払方法
 電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。
- 5 その他
- (1) 力率は契約期間中 1 0 0 % と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
 - (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
 - (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
 - (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - (5) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - (6) 力率の単位は 1 % とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第 4 に掲げる条件を満たすこと。
 - (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

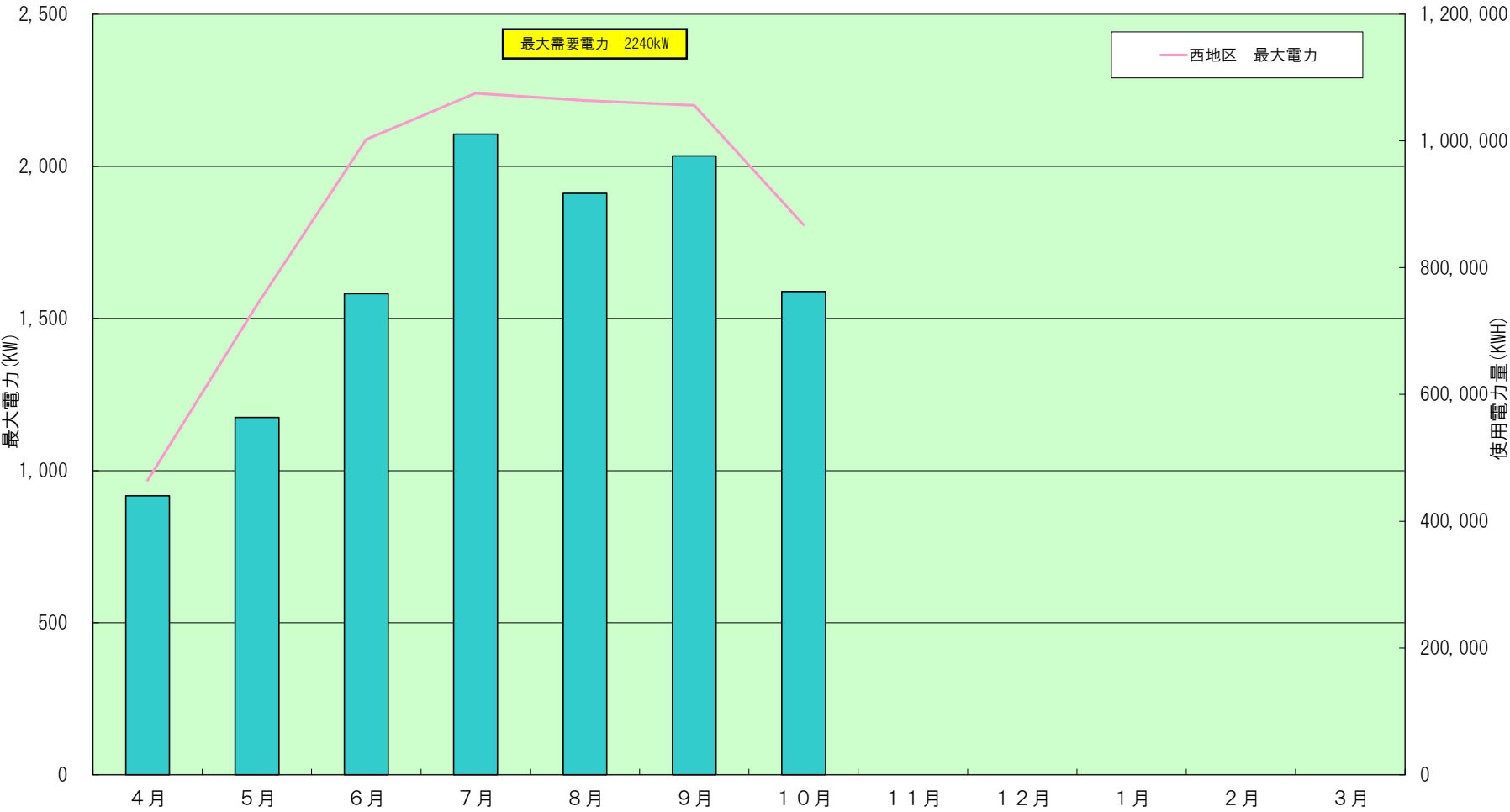
令和8年度健軍駐屯地（西地区）電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	昼間電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	ピーク電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月分	440,424	0	0	440,424
5月分	563,848	0	0	563,848
6月分	759,024	0	0	759,024
7月分	1,010,744	0	100	1,010,844
8月分	917,152	0	0	917,152
9月分	976,624	0	0	976,624
10月分	762,256	0	0	762,256
11月分	531,176	0	0	531,176
12月分	613,480	0	0	613,480
1月分	611,896	0	0	611,896
2月分	606,632	0	0	606,632
3月分	572,368	0	0	572,368
合 計	8,365,624	0	100	8,365,724

- ・昼間電力量… 毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
ただし、ピーク時間及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・ピーク電力量… 夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量… ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日まで の期間

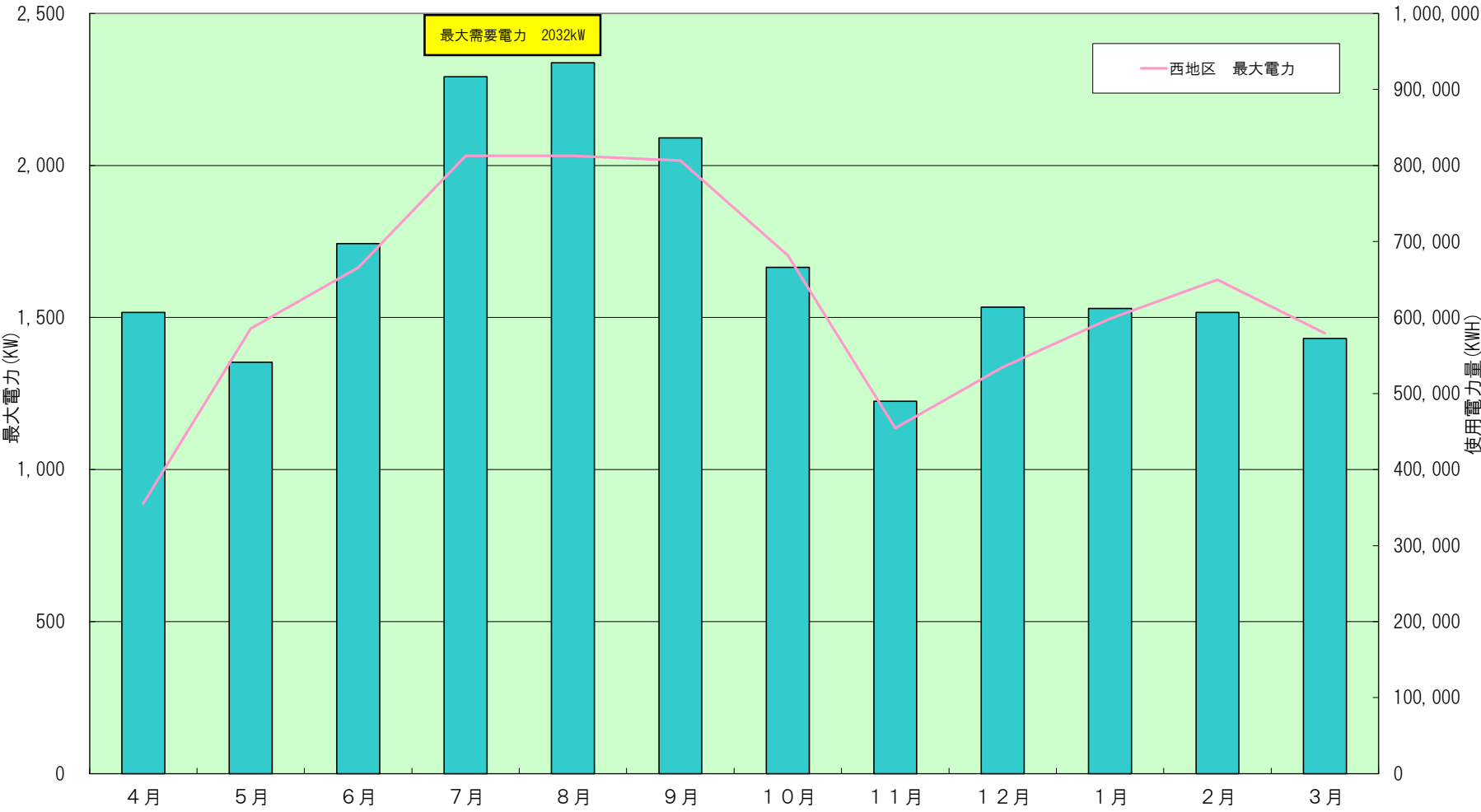
健軍駐屯地西地区 令和7年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
西地区 最大電力	kW	最大	968	1,544	2,088	2,240	2,216	2,200	1,808						
西地区 昼間使用電力量	kWh	1	440,424	563,848	759,024	1,010,744	917,152	976,624	762,256						5,430,072
西地区 夜間使用電力量	kWh	1													
西地区 平均使用電力量	kWh	1													
累計	kWh		440,424	563,848	759,024	1,010,744	917,152	976,624	762,256						5,430,072



健軍駐屯地西地区 令和6年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
西地区 最大電力	kW	最大	888	1,464	1,664	2,032	2,032	2,016	1,704	1,136	1,336	1,496	1,624	1,448	
西地区 昼間使用電力量	kWh	1	606,632	541,112	697,232	916,824	935,144	836,304	665,856	489,640	613,480	611,896	606,632	572,368	8,093,120
西地区 夜間使用電力量	kWh	1													
西地区 ピーク使用電力量	kWh	1													
累計	kWh		606,632	541,112	697,232	916,824	935,144	836,304	665,856	489,640	613,480	611,896	606,632	572,368	8,093,120



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

##

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （%）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む13枚)

作成年月日：令和8年1月14日

令和8年度
健軍駐屯地(西地区)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度健軍駐屯地（西地区）で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊健軍駐屯地（西地区）
熊本県熊本市東区東町1丁目1番1号
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧(標準電圧) 22,000V
 - ウ 計量電圧(標準電圧) 22,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 常用・予備線 2回線受電2VCT方式
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
 - キ 受電設備の総容量 6,000KVA
 - ク コンデンサの総容量 1,050KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 常用・予備ともに契約電力2,350キロワット(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとし、力率は100%とする。)
 - イ 予定使用電力量 8,365,684キロワット時(別紙第1のとおり。)
 - ウ 令和7年度年間電力使用実績表(別紙第2のとおり。)
 - エ 令和6年度年間電力使用実績表(別紙第3のとおり。)
- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率60%とすること。
(付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
(RE100の細部については、Going 100% - RE100
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))
- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
 自動検針用伝送端末の有無 有
 電力会社の検針方法 常時・予備線共に遠隔自動検針
 計量器の構成 九電テクノシステムズ(株)電力需給用複合計器
 型番: K P 3 E 6 - R 形
 製造年月日: 2 0 1 3 年
 交流 3 相 3 線式 1 1 0 V 5 A 6 0 Hz
 計器定数 1, 0 0 0 パルス/kWs・1, 0 0 0 パルス/kvar
 パルス定数 5 0, 0 0 0 パルス/kWh・2, 0 0 0 パルス/kWh
 パルス記号 なし
 計器用変圧変流器 東光電気(株)型式ME-3K
 2 2, 0 0 0 / 1 1 0 V 2 0 0 / 5 A
- (6) 需給地点
 需給場所における陸上自衛隊健軍駐屯地(西地区)東側外柵の屋外に設置した自立型 2 2 K V 引込用ガス区分開閉器の電源側接続点
- (7) 計量地点
 陸上自衛隊健軍駐屯地(西地区)受電所内の引込断路器の電源側
- (8) 電気工作物の財産分界点
 需給地点に同じ。
 ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
 需給地点に同じ。
- 4 対価の支払方法
 電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。
- 5 その他
- (1) 力率は契約期間中 1 0 0 % と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
 - (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
 - (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
 - (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - (5) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - (6) 力率の単位は 1 % とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第 4 に掲げる条件を満たすこと。
 - (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

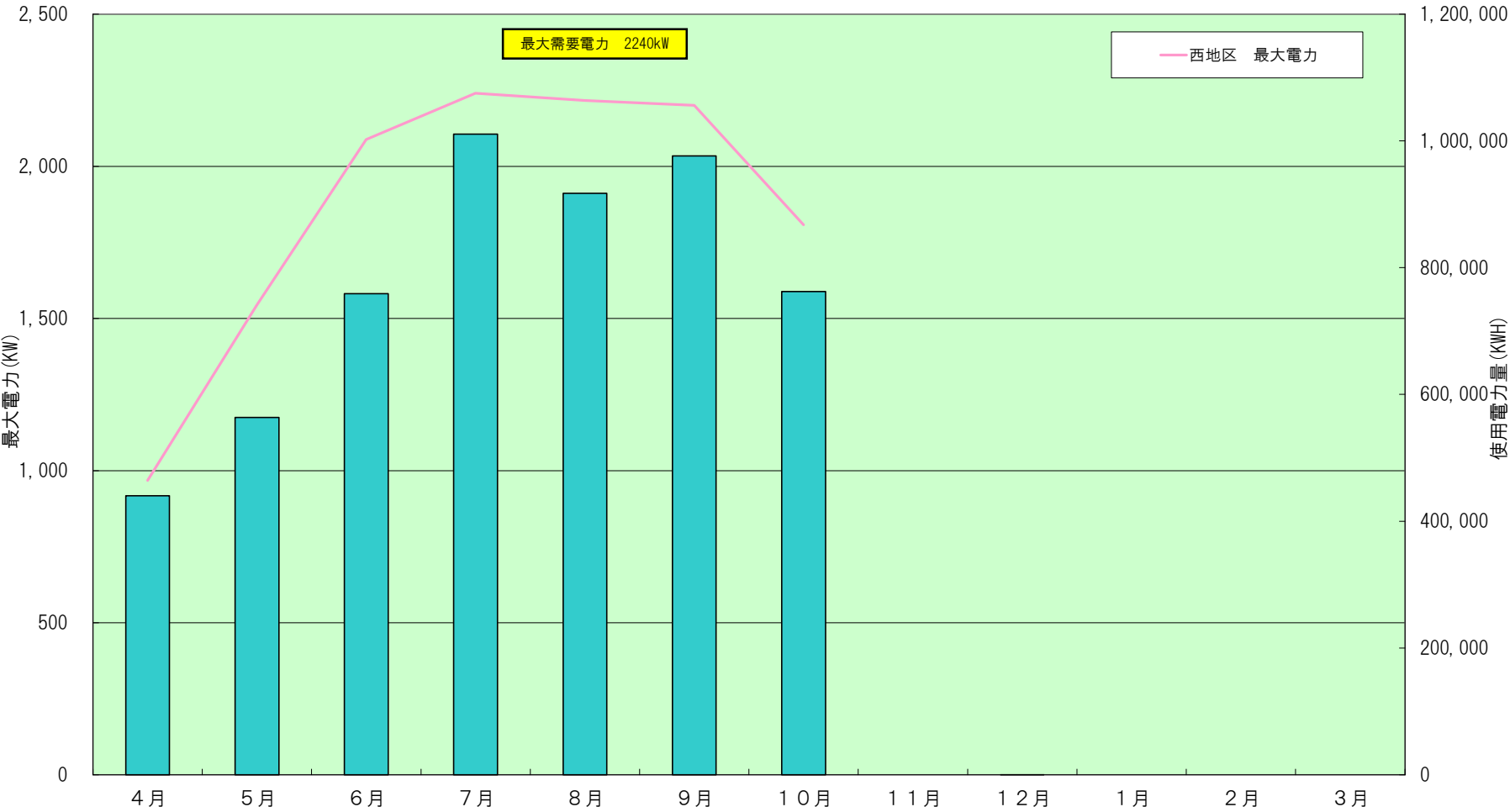
令和8年度健軍駐屯地（西地区）電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	昼間電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	ピーク電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月分	440,424	0	0	440,424
5月分	563,848	0	0	563,848
6月分	759,024	0	0	759,024
7月分	1,010,744	0	60	1,010,804
8月分	917,152	0	0	917,152
9月分	976,624	0	0	976,624
10月分	762,256	0	0	762,256
11月分	531,176	0	0	531,176
12月分	613,480	0	0	613,480
1月分	611,896	0	0	611,896
2月分	606,632	0	0	606,632
3月分	572,368	0	0	572,368
合 計	8,365,624	0	60	8,365,684

- ・昼間電力量… 毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
ただし、ピーク時間及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・ピーク電力量… 夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量… ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日まで の期間

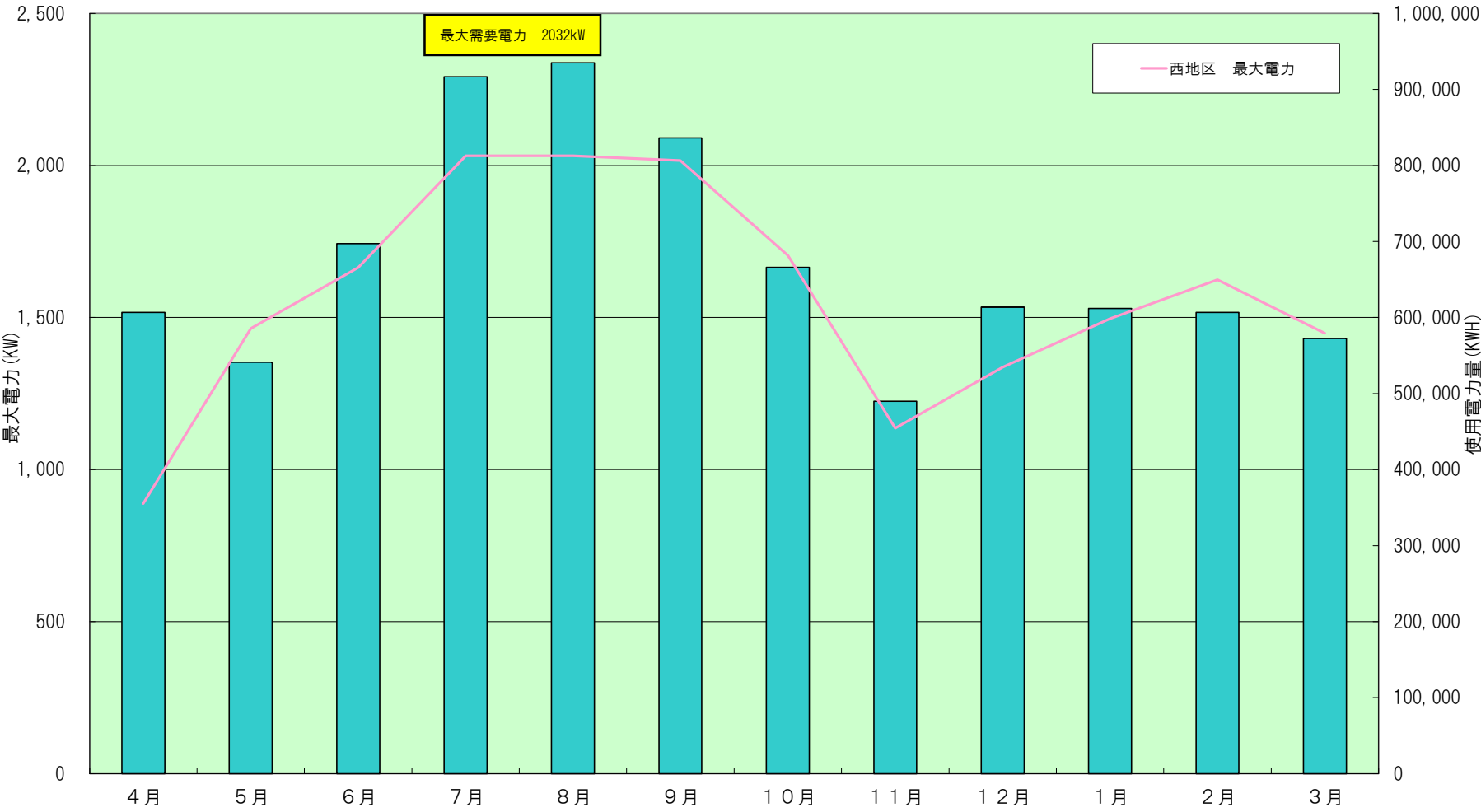
健軍駐屯地西地区 令和7年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
西地区 最大電力	kW	最大	968	1,544	2,088	2,240	2,216	2,200	1,808						
西地区 昼間使用電力量	kWh	1	440,424	563,848	759,024	1,010,744	917,152	976,624	762,256						5,430,072
西地区 夜間使用電力量	kWh	1									60				60
西地区 ピーク使用電力量	kWh	1													
累計	kWh		440,424	563,848	759,024	1,010,744	917,152	976,624	762,256		60				5,430,132



健軍駐屯地西地区 令和6年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
西地区 最大電力	kW	最大	888	1,464	1,664	2,032	2,032	2,016	1,704	1,136	1,336	1,496	1,624	1,448	
西地区 昼間使用電力量	kWh	1	606,632	541,112	697,232	916,824	935,144	836,304	665,856	489,640	613,480	611,896	606,632	572,368	8,093,120
西地区 夜間使用電力量	kWh	1									60				60
西地区 ピーク使用電力量	kWh	1													
累計	kWh		606,632	541,112	697,232	916,824	935,144	836,304	665,856	489,640	613,540	611,896	606,632	572,368	8,093,180



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

60

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （％）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む13枚)

作成年月日：令和8年1月14日

令和8年度
健軍駐屯地(西地区)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度健軍駐屯地（西地区）で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊健軍駐屯地（西地区）
熊本県熊本市東区東町1丁目1番1号
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧(標準電圧) 22,000V
 - ウ 計量電圧(標準電圧) 22,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 常用・予備線 2回線受電2VCT方式
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
 - キ 受電設備の総容量 6,000KVA
 - ク コンデンサの総容量 1,050KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 常用・予備ともに契約電力2,350キロワット(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとし、力率は100%とする。)
 - イ 予定使用電力量 8,365,654キロワット時(別紙第1のとおり。)
 - ウ 令和7年度年間電力使用実績表(別紙第2のとおり。)
 - エ 令和6年度年間電力使用実績表(別紙第3のとおり。)
- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率30%とすること。
(付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
(RE100の細部については、Going 100% - RE100
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))
- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
 自動検針用伝送端末の有無 有
 電力会社の検針方法 常時・予備線共に遠隔自動検針
 計量器の構成 九電テクノシステムズ(株)電力需給用複合計器
 型番: K P 3 E 6 - R 形
 製造年月日: 2 0 1 3 年
 交流 3 相 3 線式 1 1 0 V 5 A 6 0 Hz
 計器定数 1, 0 0 0 パルス/kWs・1, 0 0 0 パルス/kvar
 パルス定数 5 0, 0 0 0 パルス/kWh・2, 0 0 0 パルス/kWh
 パルス記号 なし
 計器用変圧変流器 東光電気(株)型式ME-3K
 2 2, 0 0 0 / 1 1 0 V 2 0 0 / 5 A
- (6) 需給地点
 需給場所における陸上自衛隊健軍駐屯地(西地区)東側外柵の屋外に設置した自立型 2 2 K V 引込用ガス区分開閉器の電源側接続点
- (7) 計量地点
 陸上自衛隊健軍駐屯地(西地区)受電所内の引込断路器の電源側
- (8) 電気工作物の財産分界点
 需給地点に同じ。
 ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
 需給地点に同じ。
- 4 対価の支払方法
 電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。
- 5 その他
- (1) 力率は契約期間中 1 0 0 % と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
 - (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
 - (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
 - (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - (5) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - (6) 力率の単位は 1 % とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第 4 に掲げる条件を満たすこと。
 - (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

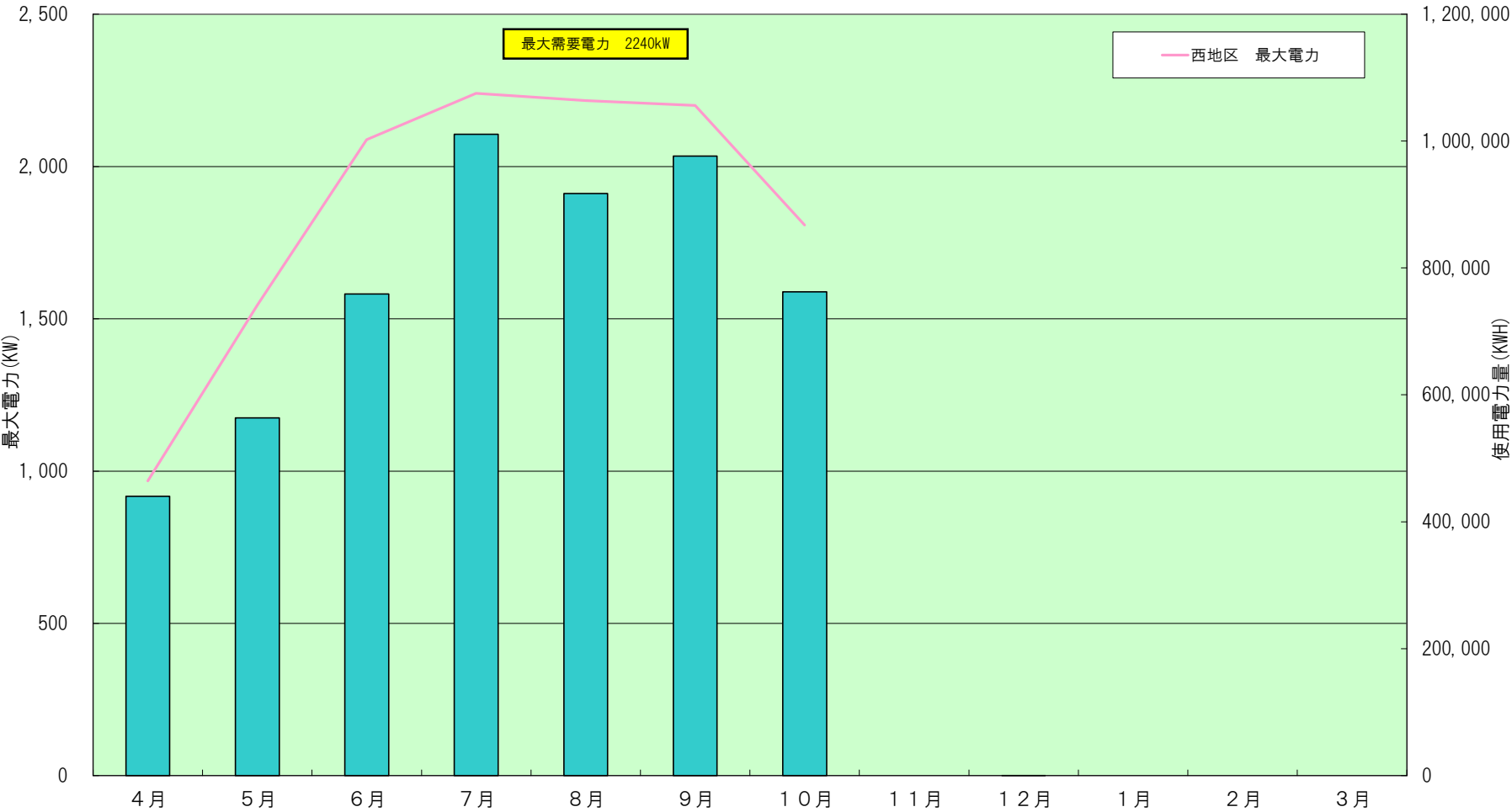
令和8年度健軍駐屯地（西地区）電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	昼間電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	ピーク電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月分	440,424	0	0	440,424
5月分	563,848	0	0	563,848
6月分	759,024	0	0	759,024
7月分	1,010,744	0	30	1,010,774
8月分	917,152	0	0	917,152
9月分	976,624	0	0	976,624
10月分	762,256	0	0	762,256
11月分	531,176	0	0	531,176
12月分	613,480	0	0	613,480
1月分	611,896	0	0	611,896
2月分	606,632	0	0	606,632
3月分	572,368	0	0	572,368
合 計	8,365,624	0	30	8,365,654

- ・昼間電力量… 毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
ただし、ピーク時間及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・ピーク電力量… 夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量… ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

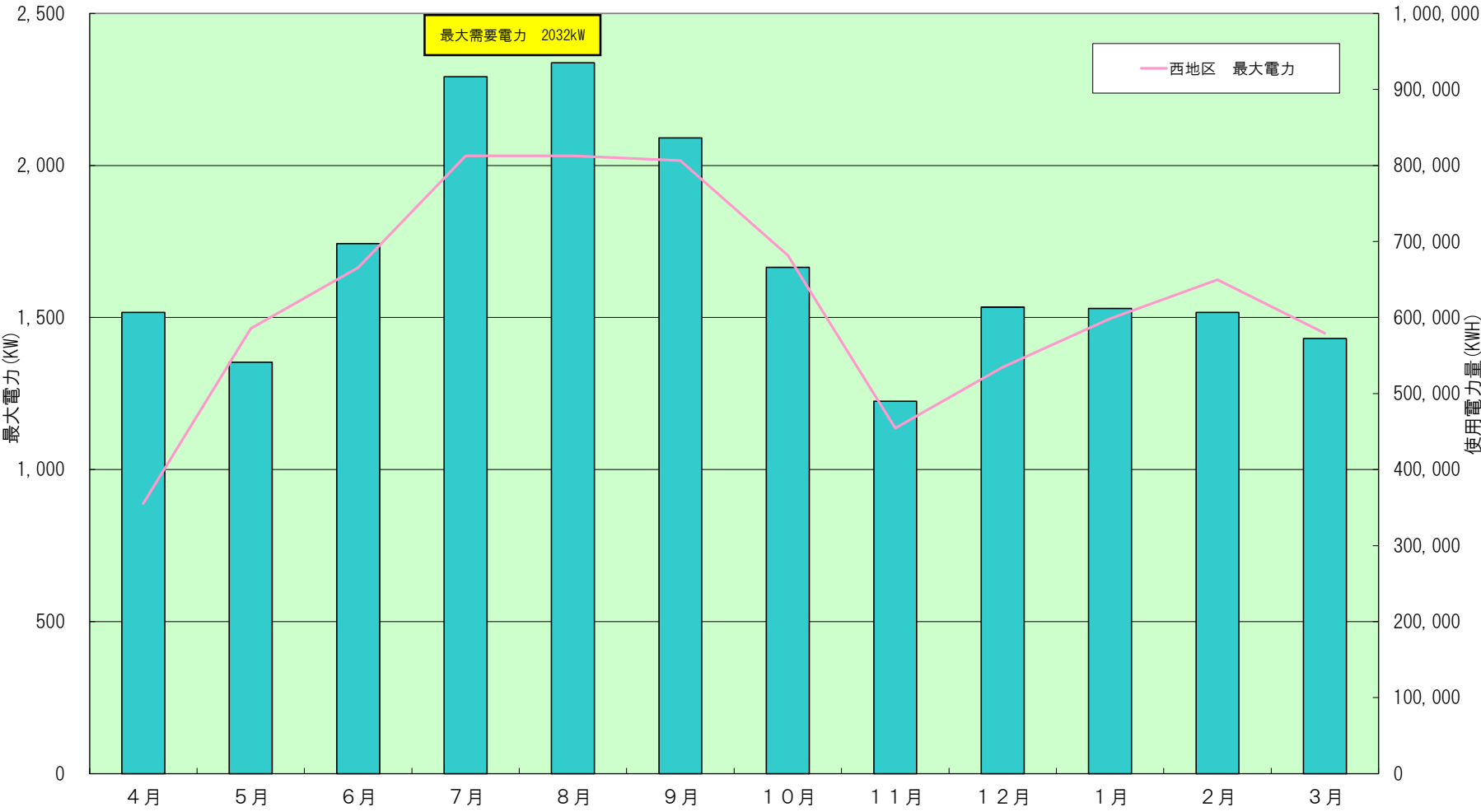
健軍駐屯地西地区 令和7年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
西地区 最大電力	kW	最大	968	1,544	2,088	2,240	2,216	2,200	1,808						
西地区 昼間使用電力量	kWh	1	440,424	563,848	759,024	1,010,744	917,152	976,624	762,256						5,430,072
西地区 夜間使用電力量	kWh	1									30				30
西地区 平均使用電力量	kWh	1													
累計	kWh		440,424	563,848	759,024	1,010,744	917,152	976,624	762,256		30				5,430,102



健軍駐屯地西地区 令和6年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
西地区 最大電力	kW	最大	888	1,464	1,664	2,032	2,032	2,016	1,704	1,136	1,336	1,496	1,624	1,448	
西地区 昼間使用電力量	kWh	1	606,632	541,112	697,232	916,824	935,144	836,304	665,856	489,640	613,480	611,896	606,632	572,368	8,093,120
西地区 夜間使用電力量	kWh	1									30				30
西地区 ピーク使用電力量	kWh	1													
累計	kWh		606,632	541,112	697,232	916,824	935,144	836,304	665,856	489,640	613,510	611,896	606,632	572,368	8,093,150



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

30

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

(表紙含む 11 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 1 4 日

令和 8 年度
健軍駐屯地(西地区)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度健軍駐屯地（西地区）で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊健軍駐屯地（西地区）
熊本県熊本市東区東町1丁目1番1号
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧(標準電圧) 22,000V
 - ウ 計量電圧(標準電圧) 22,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 常用・予備線 2回線受電2VCT方式
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
 - キ 受電設備の総容量 6,000KVA
 - ク コンデンサの総容量 1,050KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 常用・予備ともに契約電力2,350キロワット(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとし、力率は100%とする。)
 - イ 予定使用電力量 8,365,624キロワット時(別紙第1のとおり。)
 - ウ 令和7年度年間電力使用実績表(別紙第2のとおり。)
 - エ 令和6年度年間電力使用実績表(別紙第3のとおり。)
- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率0%とすること。
 (付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
 (RE100の細部については、Going 100% - RE100
 (<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))
- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
 自動検針用伝送端末の有無 有
 電力会社の検針方法 常時・予備線共に遠隔自動検針
 計量器の構成 九電テクノシステムズ(株)電力需給用複合計器
 型番: K P 3 E 6 - R 形
 製造年月日: 2 0 1 3 年
 交流 3 相 3 線式 1 1 0 V 5 A 6 0 Hz
 計器定数 1, 0 0 0 パルス/kWs・1, 0 0 0 パルス/kvar
 パルス定数 5 0, 0 0 0 パルス/kWh・2, 0 0 0 パルス/kWh
 パルス記号 なし
 計器用変圧変流器 東光電気(株)型式ME-3K
 2 2, 0 0 0 / 1 1 0 V 2 0 0 / 5 A
- (6) 需給地点
 需給場所における陸上自衛隊健軍駐屯地(西地区)東側外柵の屋外に設置した自立型 2 2 K V 引込用ガス区分開閉器の電源側接続点
- (7) 計量地点
 陸上自衛隊健軍駐屯地(西地区)受電所内の引込断路器の電源側
- (8) 電気工作物の財産分界点
 需給地点に同じ。
 ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
 需給地点に同じ。
- 4 対価の支払方法
 電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。
- 5 その他
- (1) 力率は契約期間中 1 0 0 % と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
 - (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
 - (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
 - (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - (5) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - (6) 力率の単位は 1 % とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第 4 に掲げる条件を満たすこと。
 - (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

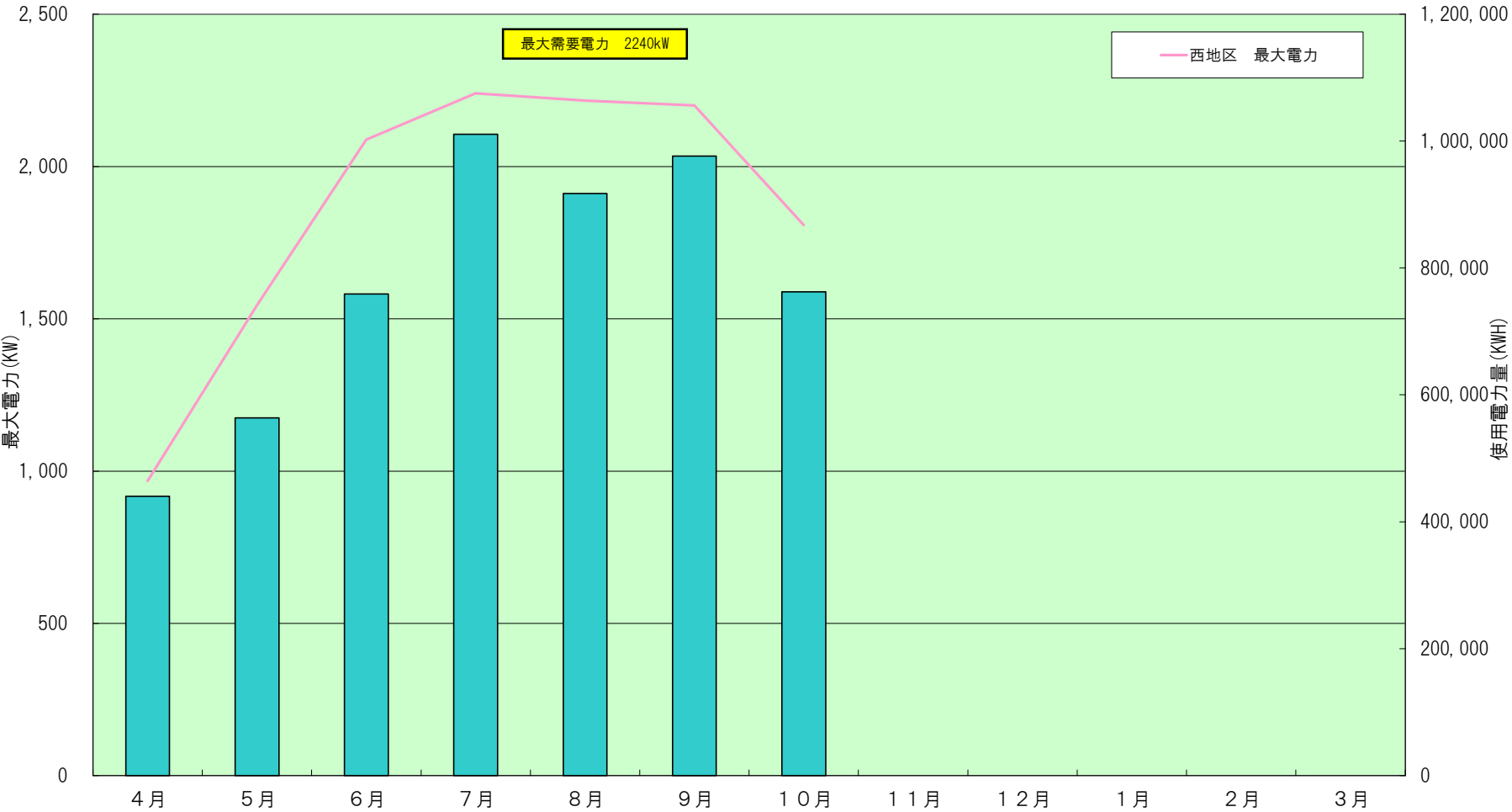
令和8年度健軍駐屯地（西地区）電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	昼間電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	ピーク電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月分	440,424	0	0	440,424
5月分	563,848	0	0	563,848
6月分	759,024	0	0	759,024
7月分	1,010,744	0	0	1,010,744
8月分	917,152	0	0	917,152
9月分	976,624	0	0	976,624
10月分	762,256	0	0	762,256
11月分	531,176	0	0	531,176
12月分	613,480	0	0	613,480
1月分	611,896	0	0	611,896
2月分	606,632	0	0	606,632
3月分	572,368	0	0	572,368
合 計	8,365,624	0	0	8,365,624

- ・昼間電力量… 毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
ただし、ピーク時間及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・ピーク電力量… 夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量… ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日まで の期間

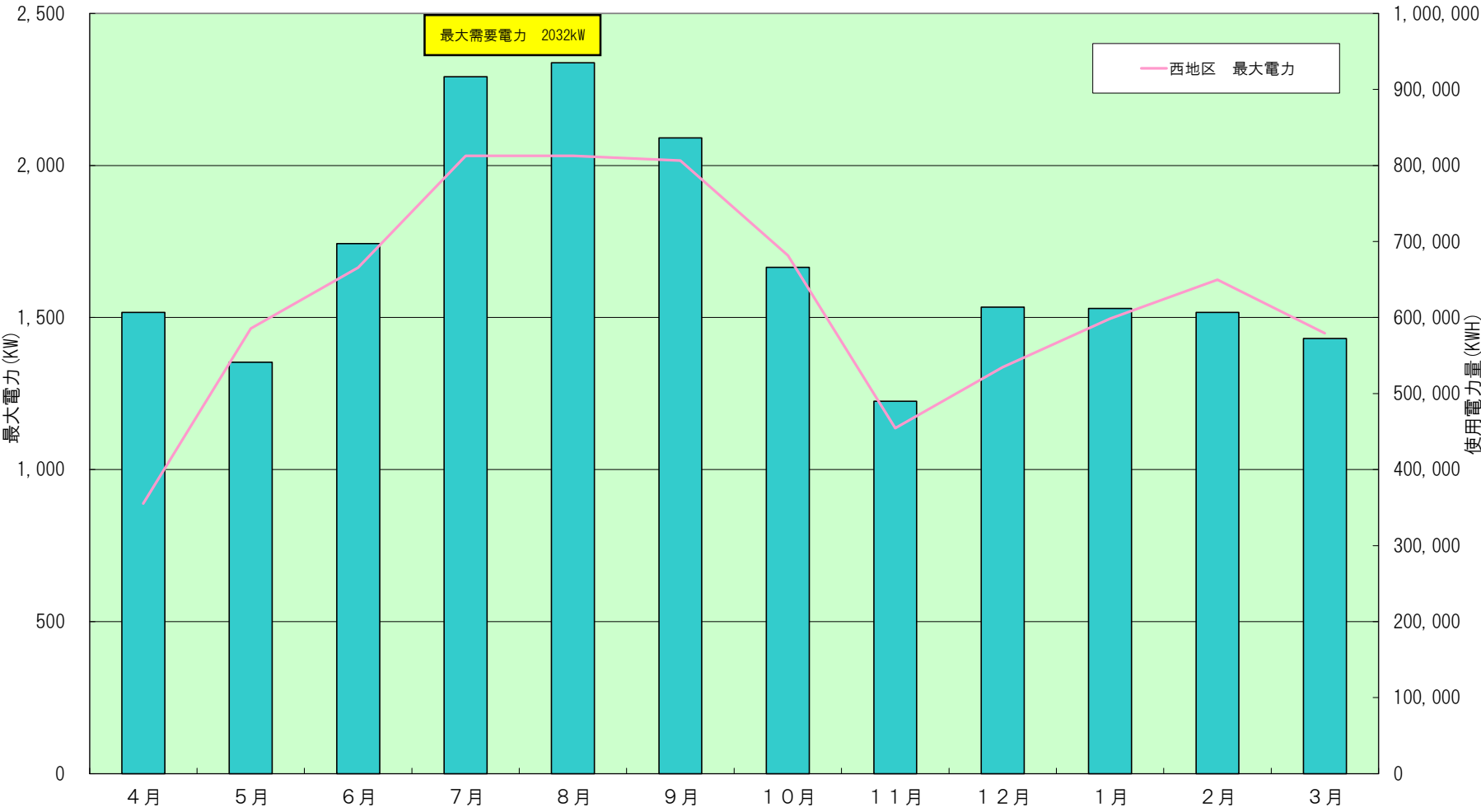
健軍駐屯地西地区 令和7年度年間電力使用実績表

項 目		単位	乗率	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
西地区 最大電力		kW	最大	968	1,544	2,088	2,240	2,216	2,200	1,808						
西地区 昼間使用電力量		kWh	1	440,424	563,848	759,024	1,010,744	917,152	976,624	762,256						5,430,072
西地区 夜間使用電力量		kWh	1													
西地区 ピーク使用電力量		kWh	1													
累計		kWh		440,424	563,848	759,024	1,010,744	917,152	976,624	762,256						5,430,072



健軍駐屯地西地区 令和6年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
西地区 最大電力	kW	最大	888	1,464	1,664	2,032	2,032	2,016	1,704	1,136	1,336	1,496	1,624	1,448	
西地区 昼間使用電力量	kWh	1	606,632	541,112	697,232	916,824	935,144	836,304	665,856	489,640	613,480	611,896	606,632	572,368	8,093,120
西地区 夜間使用電力量	kWh	1													
西地区 ピーク使用電力量	kWh	1													
累計	kWh		606,632	541,112	697,232	916,824	935,144	836,304	665,856	489,640	613,480	611,896	606,632	572,368	8,093,120



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

0

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

(表紙含む13枚)

作成年月日：令和8年1月14日

令和8年度
健軍駐屯地(東地区)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度健軍駐屯地（東地区）で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊健軍駐屯地（東地区）
熊本県熊本市東区東町2丁目3番地
- (2) 業種（用途） 官公署（国家事務）

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
 - キ 受電設備の総容量 1,705KVA
 - ク コンデンサの総容量 150KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 契約電力353キロワット（契約電力については、その1月の最大需要電力と、前11カ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。）
 - イ 予定使用電力量 845,161キロワット時（別紙第1のとおり。）
 - ウ 令和7年度年間電力使用実績表（別紙第2のとおり。）
 - エ 令和6年度年間電力使用実績表（別紙第3のとおり。）
- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。
 （付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
 （RE100の細部については、Going 100% - RE100
 (<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。））
- (4) 契約期間

令和8年4月1日0：00～令和9年3月31日24：00

- (5) 電力量等の検針
 自動検針装置の有無 有
 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
 計量器の構成 富士電機メーター(株) 変成器付複合計器(時間帯別普通級)
 型 番: EM3E14-R型
 製造年月日: 2015年(製造番号0112517)
 交流3相3線式 110V 5A 60Hz
 計器定数 1,000パルス/kWs・1,000パルス/kvar
 パルス定数 50,000パルス/キロワット時(パルス記号SL)
 VCT 6,600/110V 50/5A
- (6) 需給地点
 需給場所における陸上自衛隊健軍駐屯地(東地区)受電所横の構内1号柱に
 設置した気中開閉器の電源側接続点
- (7) 計量地点
 陸上自衛隊健軍駐屯地(東地区)受電所内の引込断路器の電源側
- (8) 電気工作物の財産分界点
 需給地点に同じ。
 ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する
 装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
 需給地点に同じ。

4 対価の支払方法

電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。

5 その他

- (1) 力率は契約期間中100%と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
- (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (5) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度健軍駐屯地（東地区）電力使用予定表

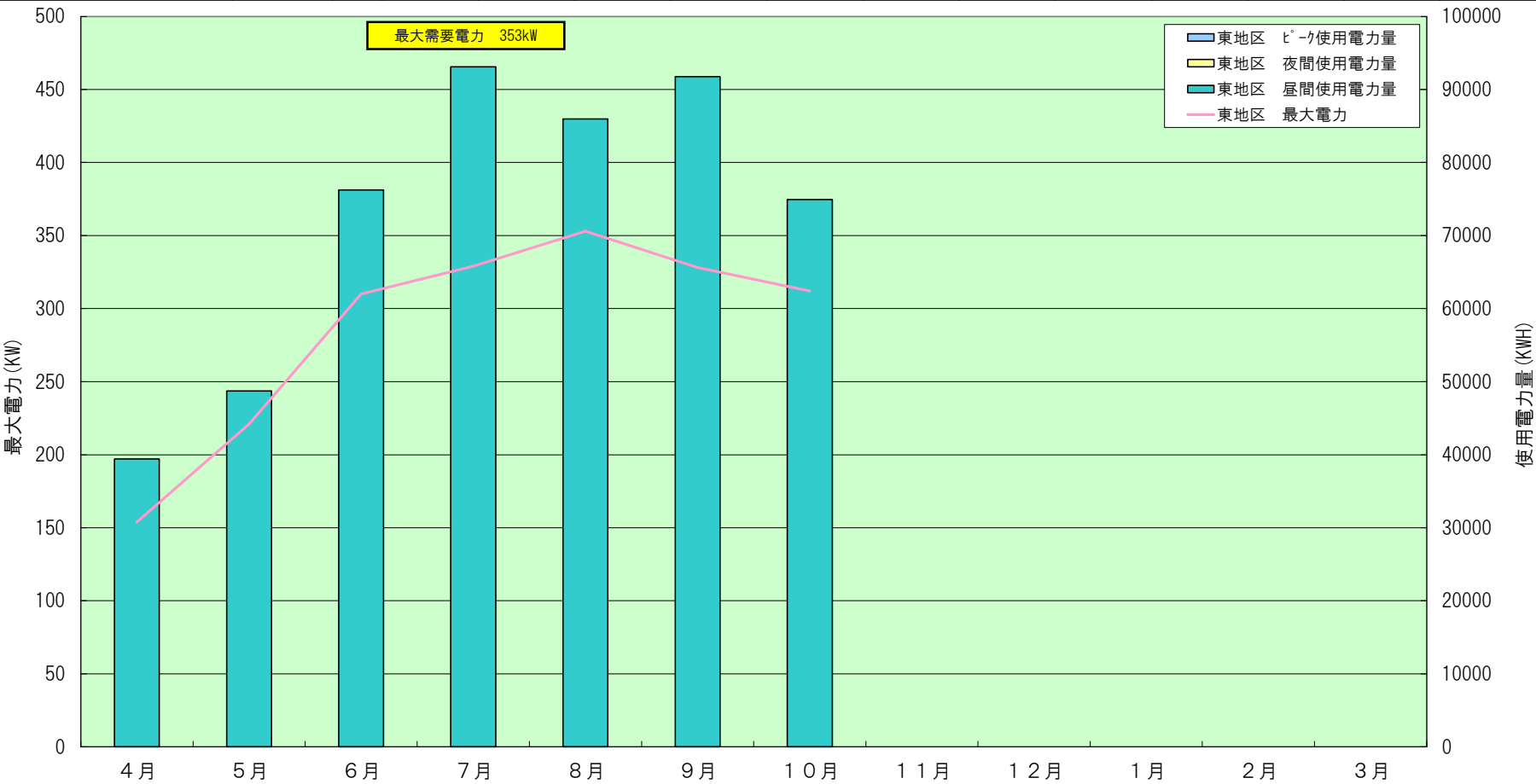
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	昼間電力量 (kWh)	夏季電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月分	39,433			39,433
5月分	48,712			48,712
6月分	76,246			76,246
7月分		93,104		93,104
8月分		85,949		85,949
9月分		91,733		91,733
10月分	74,948			74,948
11月分	44,380			44,380
12月分	75,356			75,356
1月分	79,122			79,122
2月分	78,609			78,609
3月分	57,569			57,569
合 計	574,375	270,786		845,161

- ・昼間電力量… 毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
ただし、ピーク時間及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・ピーク電力量… 夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量… ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日まで の期間

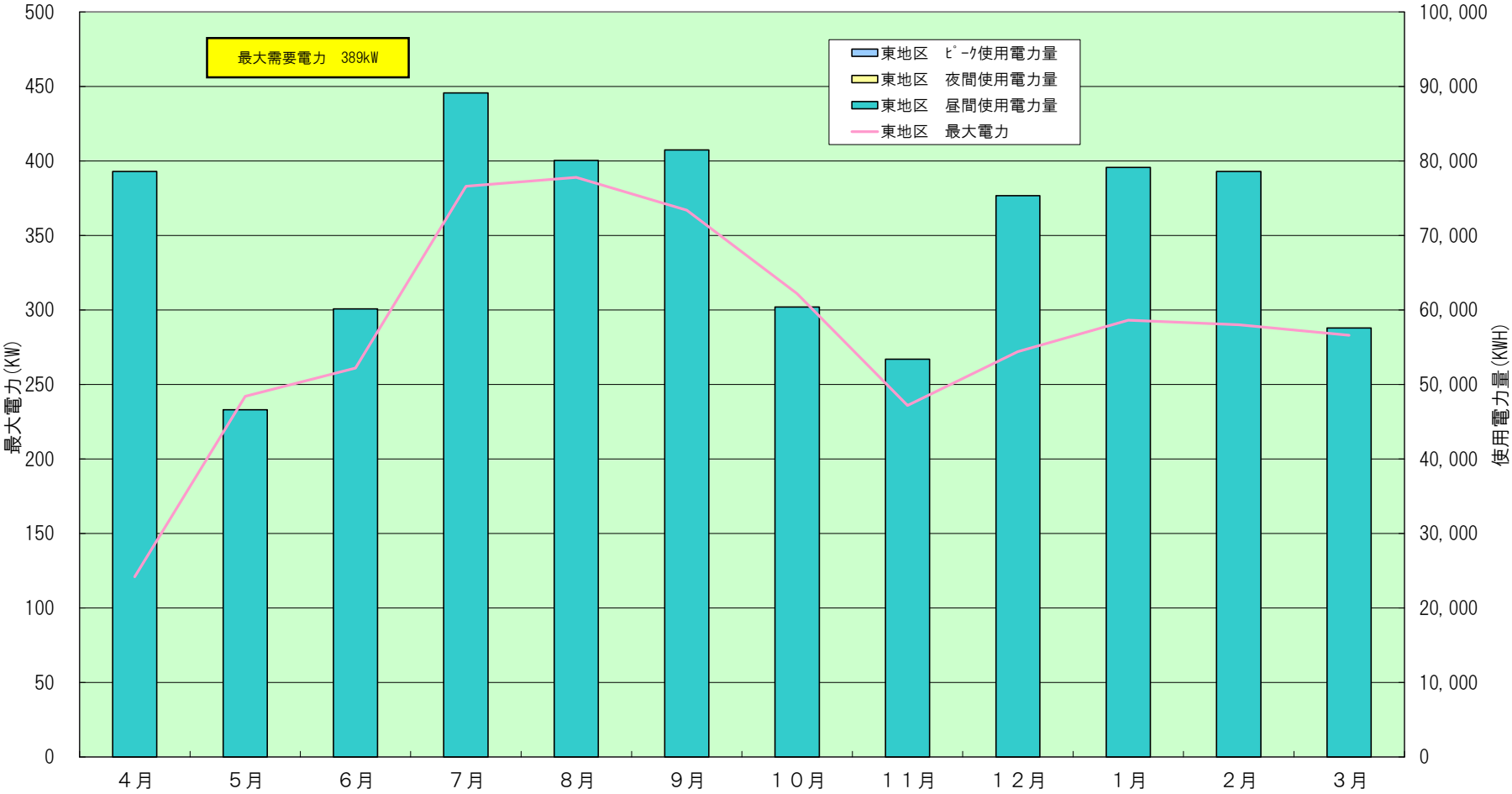
健軍駐屯地東地区 令和7年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
東地区 最大電力	kW	最大	154	221	310	329	353	328	312						
東地区 昼間使用電力量	kWh	1	39,433	48,712	76,246	93,104	85,949	91,733	74,948						510,125
東地区 夜間使用電力量	kWh	1													
東地区 ｵｰｸ使用電力量	kWh	1													
累計	kWh		39,433	48,712	76,246	93,104	85,949	91,733	74,948						510,125



健軍駐屯地東地区 令和6年度年間電力使用実績表

項 目		単位	乗率	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
東地区 最大電力		kW	最大	121	242	261	383	389	367	311	236	272	293	290	283	
東地区 昼間使用電力量		kWh	1	78,609	46,599	60,153	89,122	80,056	81,473	60,400	53,384	75,356	79,122	78,609	57,569	840,452
東地区 夜間使用電力量		kWh	1													
東地区 ピーク使用電力量		kWh	1													
累計		kWh		78,609	46,599	60,153	89,122	80,056	81,473	60,400	53,384	75,356	79,122	78,609	57,569	840,452



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （%）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む13枚)

作成年月日：令和8年1月14日

令和8年度
健軍駐屯地(東地区)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度健軍駐屯地（東地区）で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊健軍駐屯地（東地区）
熊本県熊本市東区東町2丁目3番地
- (2) 業種（用途） 官公署（国家事務）

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
 - キ 受電設備の総容量 1,705KVA
 - ク コンデンサの総容量 150KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 契約電力353キロワット（契約電力については、その1月の最大需要電力と、前11カ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。）
 - イ 予定使用電力量 845,161キロワット時（別紙第1のとおり。）
 - ウ 令和7年度年間電力使用実績表（別紙第2のとおり。）
 - エ 令和6年度年間電力使用実績表（別紙第3のとおり。）
- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率60%とすること。
 （付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
 （RE100の細部については、Going 100% - RE100
 (<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。））
- (4) 契約期間

令和8年4月1日0：00～令和9年3月31日24：00

- (5) 電力量等の検針
 自動検針装置の有無 有
 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
 計量器の構成 富士電機メーター(株) 変成器付複合計器(時間帯別普通級)
 型 番: EM3E14-R型
 製造年月日: 2015年(製造番号0112517)
 交流3相3線式 110V 5A 60Hz
 計器定数 1,000パルス/kWs・1,000パルス/kvar
 パルス定数 50,000パルス/キロワット時(パルス記号SL)
 VCT 6,600/110V 50/5A
- (6) 需給地点
 需給場所における陸上自衛隊健軍駐屯地(東地区)受電所横の構内1号柱に
 設置した気中開閉器の電源側接続点
- (7) 計量地点
 陸上自衛隊健軍駐屯地(東地区)受電所内の引込断路器の電源側
- (8) 電気工作物の財産分界点
 需給地点に同じ。
 ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する
 装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
 需給地点に同じ。

4 対価の支払方法

電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。

5 その他

- (1) 力率は契約期間中100%と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
- (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (5) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度健軍駐屯地（東地区）電力使用予定表

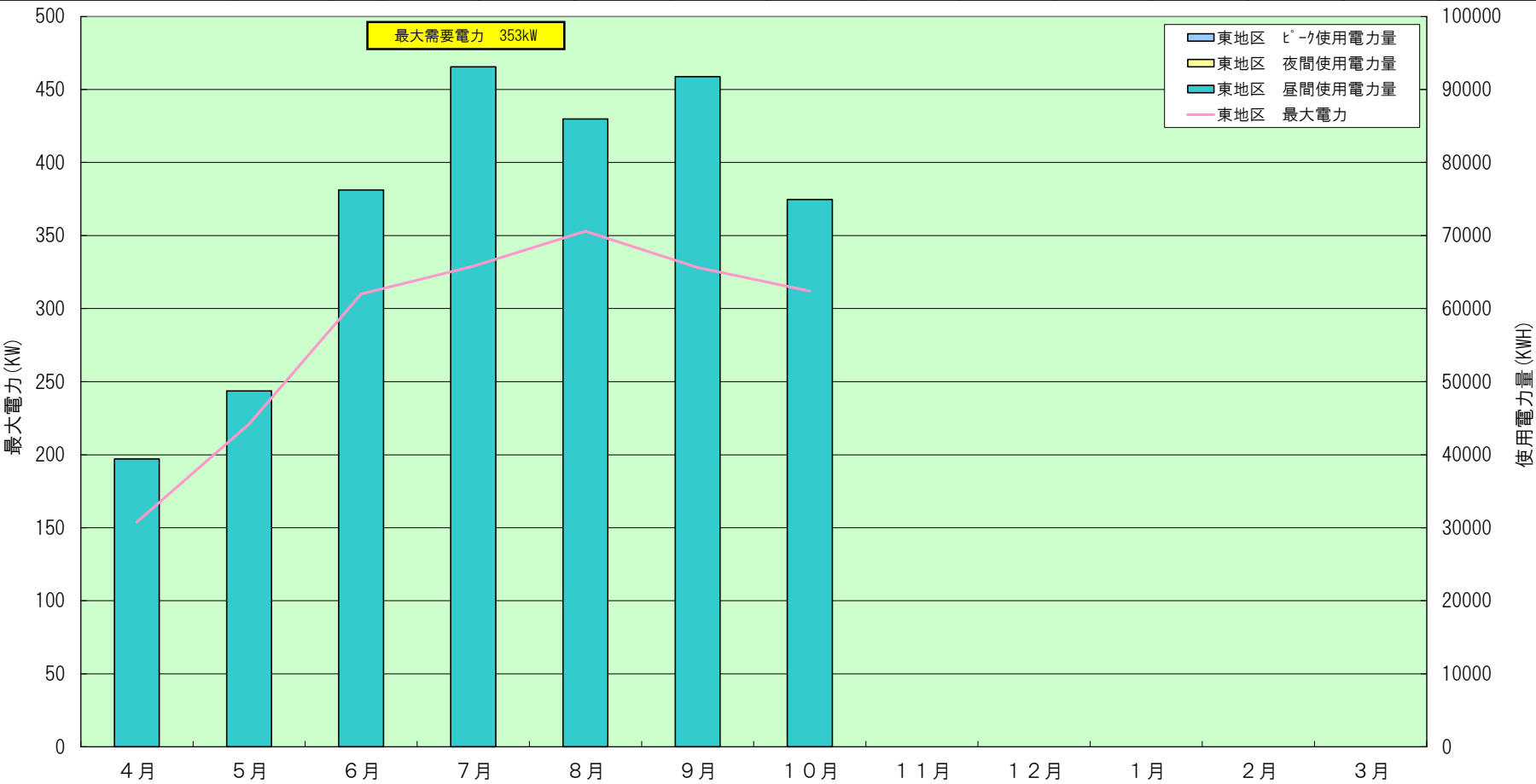
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	昼間電力量 (kWh)	夏季電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月分	39,433			39,433
5月分	48,712			48,712
6月分	76,246			76,246
7月分		93,104		93,104
8月分		85,949		85,949
9月分		91,733		91,733
10月分	74,948			74,948
11月分	44,380			44,380
12月分	75,356			75,356
1月分	79,122			79,122
2月分	78,609			78,609
3月分	57,569			57,569
合 計	574,375	270,786		845,161

- ・昼間電力量… 毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
ただし、ピーク時間及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・ピーク電力量… 夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量… ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日まで の期間

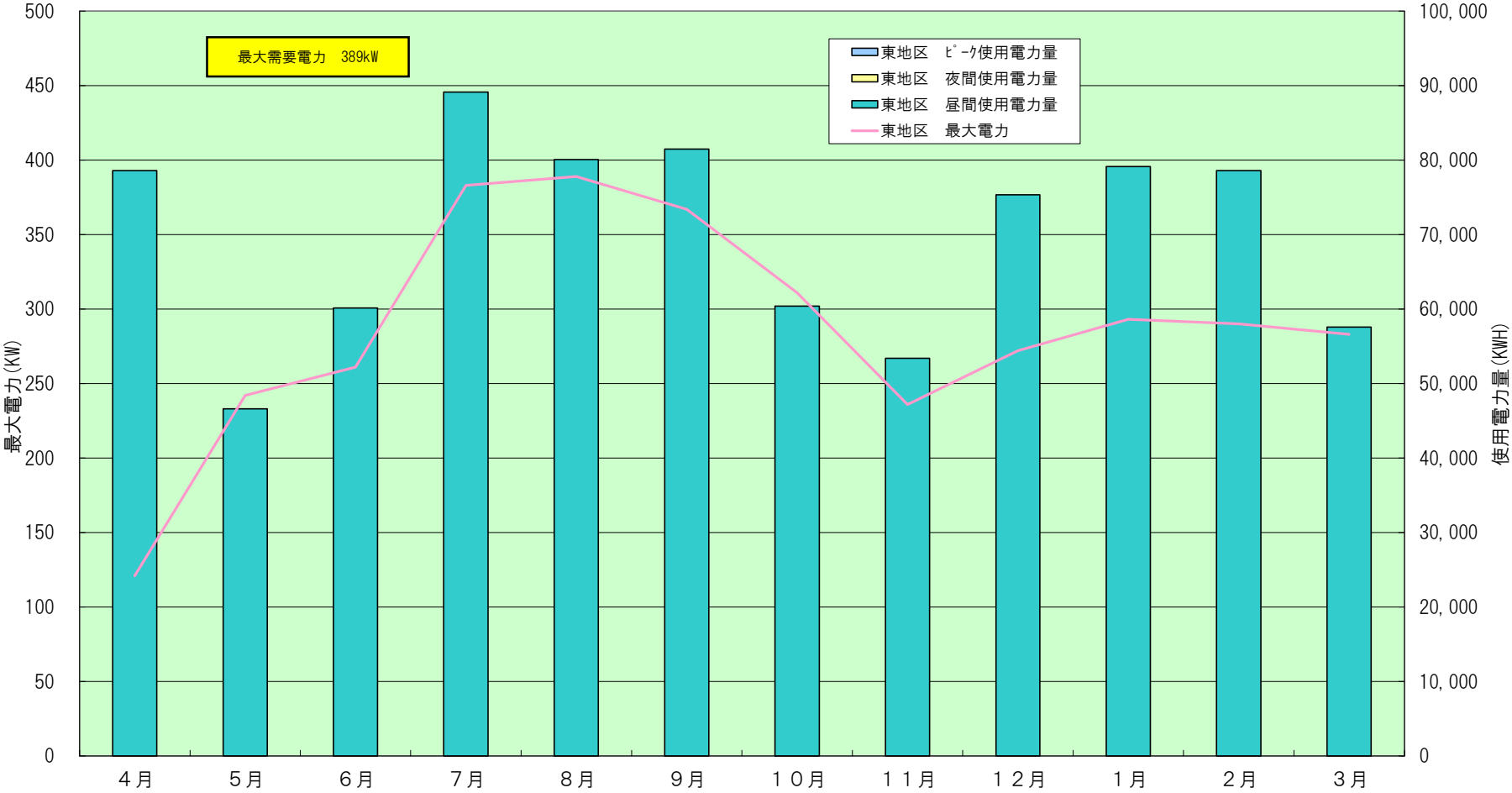
健軍駐屯地東地区 令和7年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
東地区 最大電力	kW	最大	154	221	310	329	353	328	312						
東地区 昼間使用電力量	kWh	1	39,433	48,712	76,246	93,104	85,949	91,733	74,948						510,125
東地区 夜間使用電力量	kWh	1													
東地区 ｵｰｸ使用電力量	kWh	1													
累計	kWh		39,433	48,712	76,246	93,104	85,949	91,733	74,948						510,125



健軍駐屯地東地区 令和6年度年間電力使用実績表

項 目		単位	乗率	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
東地区 最大電力		kW	最大	121	242	261	383	389	367	311	236	272	293	290	283	
東地区 昼間使用電力量		kWh	1	78,609	46,599	60,153	89,122	80,056	81,473	60,400	53,384	75,356	79,122	78,609	57,569	840,452
東地区 夜間使用電力量		kWh	1													
東地区 ピーク使用電力量		kWh	1													
累計		kWh		78,609	46,599	60,153	89,122	80,056	81,473	60,400	53,384	75,356	79,122	78,609	57,569	840,452



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （%）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む13枚)

作成年月日：令和8年1月14日

令和8年度
健軍駐屯地(東地区)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度健軍駐屯地（東地区）で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊健軍駐屯地（東地区）
熊本県熊本市東区東町2丁目3番地
- (2) 業種（用途） 官公署（国家事務）

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
 - キ 受電設備の総容量 1,705KVA
 - ク コンデンサの総容量 150KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 契約電力353キロワット（契約電力については、その1月の最大需要電力と、前11カ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。）
 - イ 予定使用電力量 845,161キロワット時（別紙第1のとおり。）
 - ウ 令和7年度年間電力使用実績表（別紙第2のとおり。）
 - エ 令和6年度年間電力使用実績表（別紙第3のとおり。）
- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率30%とすること。
 （付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
 （RE100の細部については、Going 100% - RE100
 (<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。））
- (4) 契約期間

令和8年4月1日0：00～令和9年3月31日24：00

- (5) 電力量等の検針
 自動検針装置の有無 有
 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
 計量器の構成 富士電機メーター(株) 変成器付複合計器(時間帯別普通級)
 型 番: EM3E14-R型
 製造年月日: 2015年(製造番号0112517)
 交流3相3線式 110V 5A 60Hz
 計器定数 1,000パルス/kWs・1,000パルス/kvar
 パルス定数 50,000パルス/キロワット時(パルス記号SL)
 VCT 6,600/110V 50/5A
- (6) 需給地点
 需給場所における陸上自衛隊健軍駐屯地(東地区)受電所横の構内1号柱に
 設置した気中開閉器の電源側接続点
- (7) 計量地点
 陸上自衛隊健軍駐屯地(東地区)受電所内の引込断路器の電源側
- (8) 電気工作物の財産分界点
 需給地点に同じ。
 ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する
 装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
 需給地点に同じ。

4 対価の支払方法

電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。

5 その他

- (1) 力率は契約期間中100%と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
- (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (5) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度健軍駐屯地（東地区）電力使用予定表

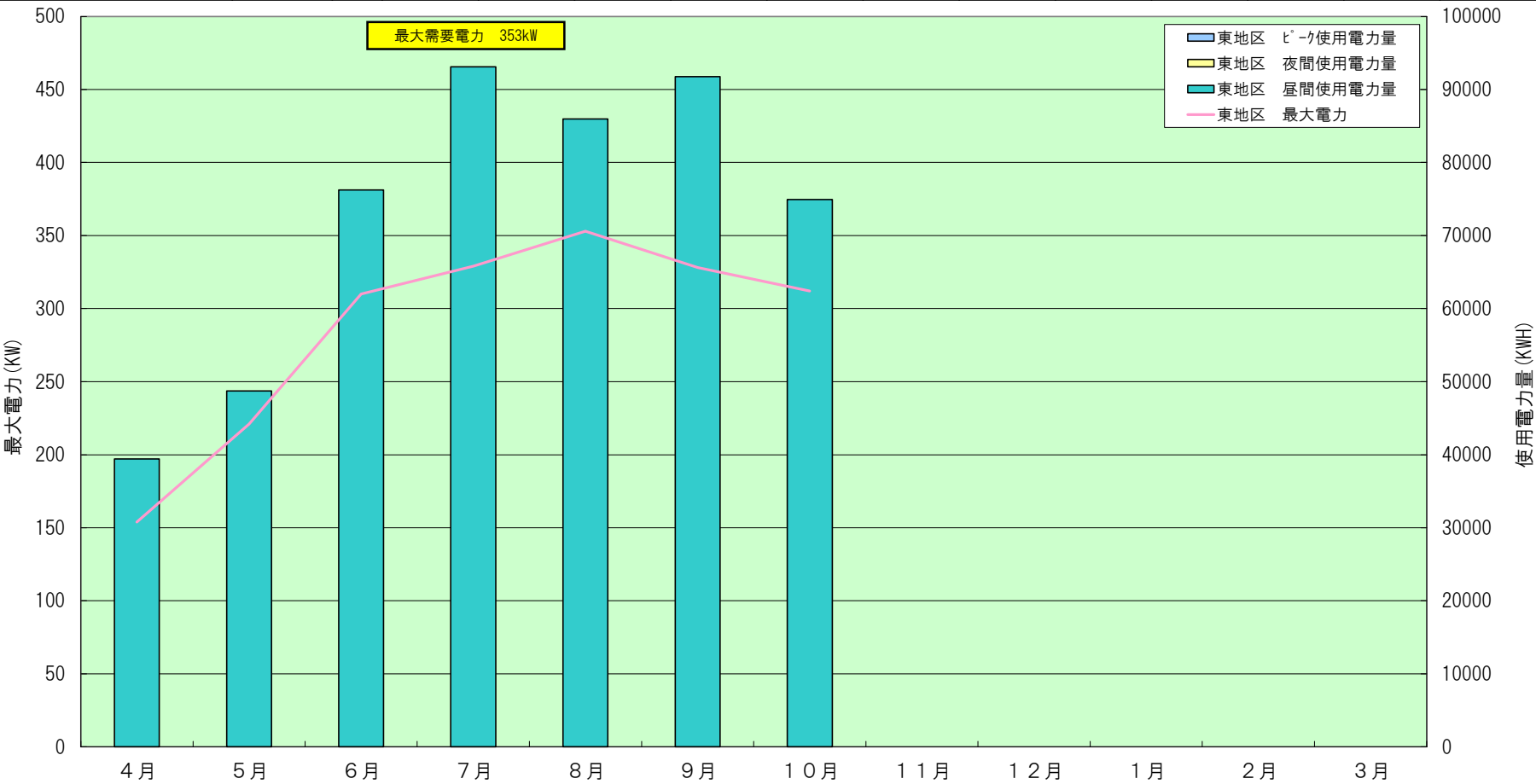
（令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間）

	昼間電力量 (kWh)	夏季電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月分	39,433			39,433
5月分	48,712			48,712
6月分	76,246			76,246
7月分		93,104		93,104
8月分		85,949		85,949
9月分		91,733		91,733
10月分	74,948			74,948
11月分	44,380			44,380
12月分	75,356			75,356
1月分	79,122			79,122
2月分	78,609			78,609
3月分	57,569			57,569
合 計	574,375	270,786		845,161

- ・昼間電力量… 毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
ただし、ピーク時間及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・ピーク電力量… 夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量… ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日まで の期間

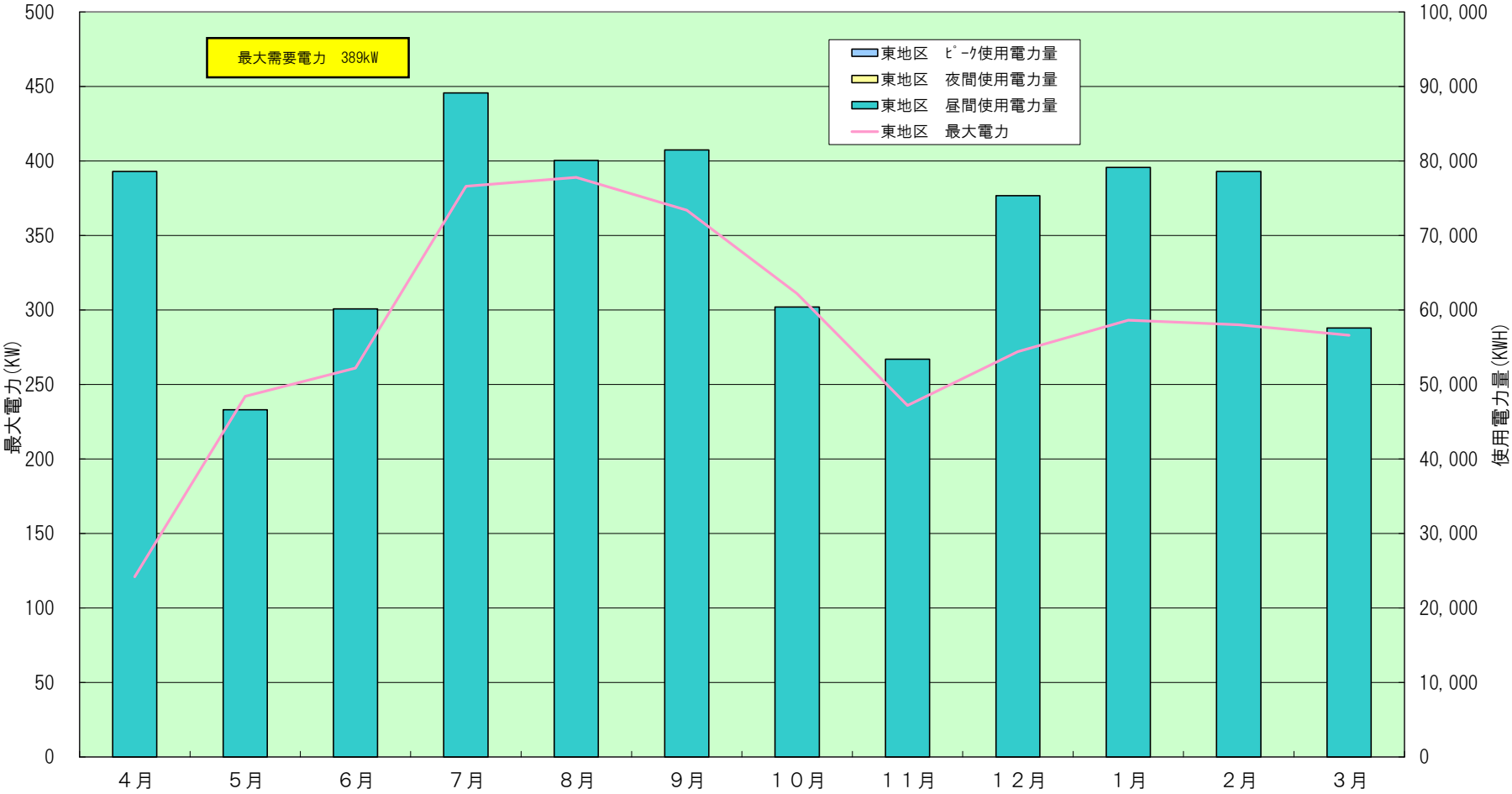
健軍駐屯地東地区 令和7年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
東地区 最大電力	kW	最大	154	221	310	329	353	328	312						
東地区 昼間使用電力量	kWh	1	39,433	48,712	76,246	93,104	85,949	91,733	74,948						510,125
東地区 夜間使用電力量	kWh	1													
東地区 ｵｰｸ使用電力量	kWh	1													
累計	kWh		39,433	48,712	76,246	93,104	85,949	91,733	74,948						510,125



健軍駐屯地東地区 令和6年度年間電力使用実績表

項 目		単位	乗率	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
東地区 最大電力		kW	最大	121	242	261	383	389	367	311	236	272	293	290	283	
東地区 昼間使用電力量		kWh	1	78,609	46,599	60,153	89,122	80,056	81,473	60,400	53,384	75,356	79,122	78,609	57,569	840,452
東地区 夜間使用電力量		kWh	1													
東地区 ピーク使用電力量		kWh	1													
累計		kWh		78,609	46,599	60,153	89,122	80,056	81,473	60,400	53,384	75,356	79,122	78,609	57,569	840,452



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （％）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む 11 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 14 日

令和 8 年度
健軍駐屯地(東地区)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度健軍駐屯地（東地区）で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊健軍駐屯地（東地区）
熊本県熊本市東区東町2丁目3番地
- (2) 業種（用途） 官公署（国家事務）

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
 - キ 受電設備の総容量 1,705KVA
 - ク コンデンサの総容量 150KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 契約電力353キロワット（契約電力については、その1月の最大需要電力と、前11カ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。）
 - イ 予定使用電力量 845,161キロワット時（別紙第1のとおり。）
 - ウ 令和7年度年間電力使用実績表（別紙第2のとおり。）
 - エ 令和6年度年間電力使用実績表（別紙第3のとおり。）
- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率0%とすること。
 （付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
 （RE100の細部については、Going 100% - RE100
 (<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。））
- (4) 契約期間

令和8年4月1日0：00～令和9年3月31日24：00

- (5) 電力量等の検針
 自動検針装置の有無 有
 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
 計量器の構成 富士電機メーター(株) 変成器付複合計器(時間帯別普通級)
 型 番: EM3E14-R型
 製造年月日: 2015年(製造番号0112517)
 交流3相3線式 110V 5A 60Hz
 計器定数 1,000パルス/kWs・1,000パルス/kvar
 パルス定数 50,000パルス/キロワット時(パルス記号SL)
 VCT 6,600/110V 50/5A
- (6) 需給地点
 需給場所における陸上自衛隊健軍駐屯地(東地区)受電所横の構内1号柱に
 設置した気中開閉器の電源側接続点
- (7) 計量地点
 陸上自衛隊健軍駐屯地(東地区)受電所内の引込断路器の電源側
- (8) 電気工作物の財産分界点
 需給地点に同じ。
 ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する
 装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
 需給地点に同じ。

4 対価の支払方法

電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。

5 その他

- (1) 力率は契約期間中100%と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
- (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (5) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度健軍駐屯地（東地区）電力使用予定表

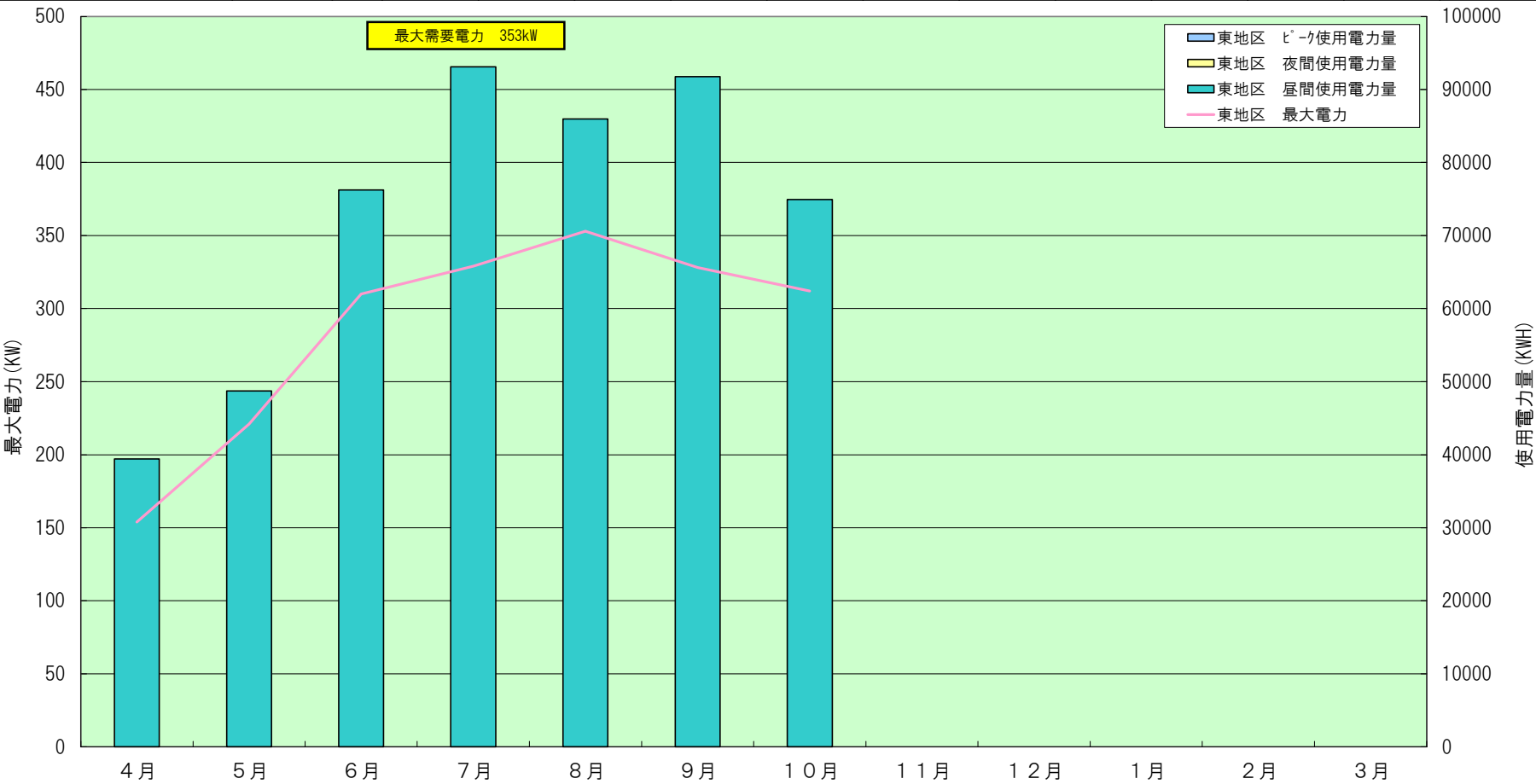
（令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間）

	昼間電力量 (kWh)	夏季電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月分	39,433			39,433
5月分	48,712			48,712
6月分	76,246			76,246
7月分		93,104		93,104
8月分		85,949		85,949
9月分		91,733		91,733
10月分	74,948			74,948
11月分	44,380			44,380
12月分	75,356			75,356
1月分	79,122			79,122
2月分	78,609			78,609
3月分	57,569			57,569
合 計	574,375	270,786		845,161

- ・昼間電力量… 毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
ただし、ピーク時間及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・ピーク電力量… 夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の 該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量… ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日まで の期間

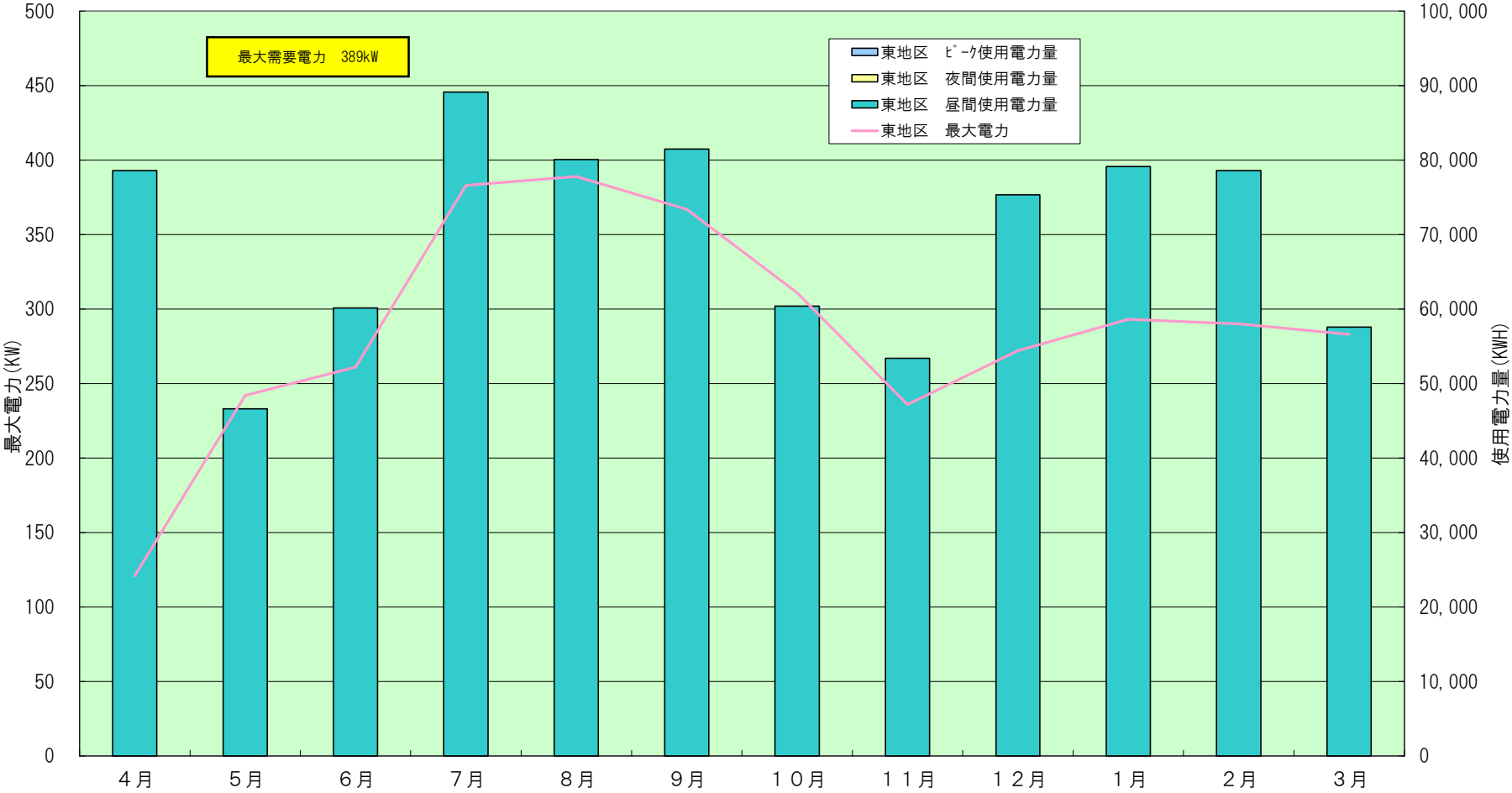
健軍駐屯地東地区 令和7年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
東地区 最大電力	kW	最大	154	221	310	329	353	328	312						
東地区 昼間使用電力量	kWh	1	39,433	48,712	76,246	93,104	85,949	91,733	74,948						510,125
東地区 夜間使用電力量	kWh	1													
東地区 ｵｰｸ使用電力量	kWh	1													
累計	kWh		39,433	48,712	76,246	93,104	85,949	91,733	74,948						510,125



健軍駐屯地東地区 令和6年度年間電力使用実績表

項 目		単位	乗率	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
東地区 最大電力		kW	最大	121	242	261	383	389	367	311	236	272	293	290	283	
東地区 昼間使用電力量		kWh	1	78,609	46,599	60,153	89,122	80,056	81,473	60,400	53,384	75,356	79,122	78,609	57,569	840,452
東地区 夜間使用電力量		kWh	1													
東地区 ピーク使用電力量		kWh	1													
累計		kWh		78,609	46,599	60,153	89,122	80,056	81,473	60,400	53,384	75,356	79,122	78,609	57,569	840,452



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

(表紙を含む8枚)

作成年月日：令和 8年 1月 21日

令和8年度高遊原分屯地で使用する電気

決 裁	合 議			
	管 理 科 長	営 繕 班 長	電 気	合 議
				
				

所 掌			
派 遣 隊 長	施 設 班 長	合 議	電 気 係
			

陸上自衛隊高遊原分屯地

健軍駐屯地業務隊高遊原派遣隊施設班

仕 様 書

1 件 名 令和8年度高遊原分屯地で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊高遊原分屯地
熊本県上益城郡益城町大字小谷1812番地
- (2) 業種及び用途 官公署（国家事務）

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - エ 標準周波数 60ヘルツ
 - オ 受電方式 1回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 有（氷蓄熱 9.48m³）
蓄熱設備 三菱電機 PUHY-J355IM-B×1台、PUHY-J450IM-B×2台
昼間時間から夜間時間への負荷移行を行っている。
計量電圧（標準電圧） 210V
（ただし、本設備は令和8年度中に空調機改修に伴い撤去予定である。）
 - キ 受電設備の総容量 2,950KVA
 - ク コンデンサの総容量 175KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 契約電力 620kW
力 率 100%
 - イ 予定使用電力量 2,010,000キロワット時
（月別の使用電力量は、電力使用予定表による）
- (3) 供給電気の種類等
 - ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。
（参照:付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要<http://www.there100.org/technical-guidance>）
- (4) 契約期間
令和8年4月1日00:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
 自動検針装置 有
 電力会社の検針方法 自動検針
 計量器の構成 九電テクノシステムズ（株）電力需給用複合計器（時間帯別・精密級）
 型番 KP3E7-R形
 製造年月日 2015年
 交流3相3線式 110ボルト 5アンペア 60ヘルツ
 計器定数 1,000パルス/キロワット秒・1,000パルス/キロバール秒
 パルス定数 50,000パルス/キロワット時（パルス記号SV）
 VCT 6,600/110ボルト 50/5アンペア
- (6) 需給地点
 需給場所における陸上自衛隊高遊原分屯地受電所の屋外に設置した自立型高圧気中開閉器の電源側接続点
- (7) 計量地点
 陸上自衛隊高遊原分屯地受電所内の引込断路器の負荷側直後
- (8) 電気工作物の財産分界点
 需給地点に同じ、ただし計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
 需給地点に同じ
- 4 対価の支払方法
 電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。
- 5 その他
- (1) 力率は契約期間中100%と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
 - (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない供給条件については、供給者の定める条件による。
 - (3) 時間帯別（昼間・夜間・ピーク等）の契約の場合は、検針表で検針指示値を記載し、それぞれの差し引き数値が確認できるようにすること。
 - (4) 燃料調整費・太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
 - (5) 契約電力及び最大需用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (6) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (7) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (8) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

- (9) 消費税額及び地方消費税の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (10) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し付紙第3に掲げる条件を満たすこと。
- (11) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度高遊原分屯地電力使用予定表

(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	昼間(夏季)電力量 (KWH)	夜間電力量 (KWH)	ピーク電力量 (KWH)	使用電力量 (KWH)
4月分	75,000	45,000		120,000
5月分	82,000	53,000		135,000
6月分	120,000	66,000		186,000
7月分	114,000	84,000	37,000	235,000
8月分	95,000	80,000	31,000	206,000
9月分	96,000	81,000	32,000	209,000
10月分	111,000	65,000		176,000
11月分	84,000	58,000		142,000
12月分	87,000	63,000		150,000
1月分	88,000	63,000		151,000
2月分	87,000	63,000		150,000
3月分	87,000	63,000		150,000
合 計	1,126,000	784,000	100,000	2,010,000

- ・昼間電力量…毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量
ただし、ピーク時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除く。
- ・ピーク電力量…夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間を除く。
- ・夜間電力量…ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏 季…毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季 …4月1日から6月30日までの期間および10月1日から3月31日までの期間

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス（バイオガスを含む）
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※ <https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書様式例

特定電源割当証明書

〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したと、いかなる第三者へも移転されないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給開始
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当計画書

分任契約担当官
〇〇 〇〇 殿〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことを計画する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転する計画がある。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給開始

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

※ 計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

(表紙を含む 8 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 21 日

令和 8 年度高遊原分屯地で使用する電気

決 裁	合 議			
	管 理 科 長	営 繕 班 長	電 気	合 議
				
				

所 掌			
派 遣 隊 長	施 設 班 長	合 議	電 気 係
			

陸上自衛隊高遊原分屯地
 健軍駐屯地業務隊高遊原派遣隊施設班

仕 様 書

1 件 名 令和8年度高遊原分屯地で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊高遊原分屯地
熊本県上益城郡益城町大字小谷1812番地
- (2) 業種及び用途 官公署（国家事務）

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - エ 標準周波数 60ヘルツ
 - オ 受電方式 1回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 有（氷蓄熱 9.48m³）
蓄熱設備 三菱電機 PUHY-J355IM-B×1台、PUHY-J450IM-B×2台
昼間時間から夜間時間への負荷移行を行っている。
計量電圧（標準電圧） 210V
（ただし、本設備は令和8年度中に空調機改修に伴い撤去予定である。）
 - キ 受電設備の総容量 2,950KVA
 - ク コンデンサの総容量 175KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 契約電力 620kW
力 率 100%
 - イ 予定使用電力量 2,010,000キロワット時
（月別の使用電力量は、電力使用予定表による）
- (3) 供給電気の種類等
 - ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率60%とすること。
（参照:付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要<http://www.there100.org/technical-guidance>）
- (4) 契約期間
令和8年4月1日00:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
 自動検針装置 有
 電力会社の検針方法 自動検針
 計量器の構成 九電テクノシステムズ（株）電力需給用複合計器（時間帯別・精密級）
 型 番 K P 3 E 7 - R 形
 製造年月日 2 0 1 5 年
 交流 3 相 3 線式 110ボルト 5アンペア 60ヘルツ
 計器定数 1,000パルス/キロワット秒・1,000パルス/キロバール秒
 パルス定数 50,000パルス/キロワット時（パルス記号 S V）
 V C T 6,600/110ボルト 50/5アンペア
- (6) 需給地点
 需給場所における陸上自衛隊高遊原分屯地受電所の屋外に設置した自立型高圧気中開閉器の電源側接続点
- (7) 計量地点
 陸上自衛隊高遊原分屯地受電所内の引込断路器の負荷側直後
- (8) 電気工作物の財産分界点
 需給地点に同じ、ただし計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
 需給地点に同じ

4 対価の支払方法

電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、部隊側に書面（付紙第2）で半期ごと提出することとする。

5 その他

- (1) 力率は契約期間中100%と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない供給条件については、供給者の定める条件による。
- (3) 時間帯別（昼間・夜間・ピーク等）の契約の場合は、検針表で検針指示値を記載し、それぞれの差し引き数値が確認できるようにすること。
- (4) 燃料調整費・太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 契約電力及び最大需用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (8) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

- (9) 消費税額及び地方消費税の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (10) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し付紙第3に掲げる条件を満たすこと。
- (11) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度高遊原分屯地電力使用予定表

(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	昼間(夏季)電力量 (KWH)	夜間電力量 (KWH)	ピーク電力量 (KWH)	使用電力量 (KWH)
4月分	75,000	45,000		120,000
5月分	82,000	53,000		135,000
6月分	120,000	66,000		186,000
7月分	114,000	84,000	37,000	235,000
8月分	95,000	80,000	31,000	206,000
9月分	96,000	81,000	32,000	209,000
10月分	111,000	65,000		176,000
11月分	84,000	58,000		142,000
12月分	87,000	63,000		150,000
1月分	88,000	63,000		151,000
2月分	87,000	63,000		150,000
3月分	87,000	63,000		150,000
合 計	1,126,000	784,000	100,000	2,010,000

- ・昼間電力量…毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量
ただし、ピーク時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除く。
- ・ピーク電力量…夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間を除く。
- ・夜間電力量…ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏季…毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季…4月1日から6月30日までの期間および10月1日から3月31日までの期間

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス（バイオガスを含む）
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※ <https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

総計 (kWh)

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日																																																																			
特 定 電 源 割 当 計 画 書																																																																			
分任契約担当官 〇〇 〇〇 殿 〇〇県〇〇市〇〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇年度に以下の通り〇〇〇〇〇に電力を供給したことを計画する。 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転する計画がある。 1 お客様情報 お客様番号 〇〇〇〇 需要施設名 〇〇〇〇 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇 契約電力 〇〇〇〇kW 2 供給開始 〇〇年〇月〇日～〇月〇日 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>区分</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>累積</th> </tr> <tr> <td>再エネ由来電力量 (kWh) 【A】</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>供給電力量 (kWh) 【B】</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>再エネ比率 (%) 【A/B】</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>												区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積	再エネ由来電力量 (kWh) 【A】														供給電力量 (kWh) 【B】														再エネ比率 (%) 【A/B】													
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積																																																						
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】																																																																			
供給電力量 (kWh) 【B】																																																																			
再エネ比率 (%) 【A/B】																																																																			

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

※ 計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

(表紙を含む 8 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 21 日

令和 8 年度高遊原分屯地で使用する電気

決 裁	合 議			
	管 理 科 長	営 繕 班 長	電 気	合 議
			 	 

所 掌			
派 遣 隊 長	施 設 班 長	合 議	電 気 係
			

陸上自衛隊高遊原分屯地
 健軍駐屯地業務隊高遊原派遣隊施設班

仕 様 書

1 件 名 令和8年度高遊原分屯地で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊高遊原分屯地
熊本県上益城郡益城町大字小谷1812番地
- (2) 業種及び用途 官公署（国家事務）

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - エ 標準周波数 60ヘルツ
 - オ 受電方式 1回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 有（氷蓄熱 9.48 m³）
蓄熱設備 三菱電機 PUHY-J355IM-B×1台、PUHY-J450IM-B×2台
昼間時間から夜間時間への負荷移行を行っている。
計量電圧（標準電圧） 210V
（ただし、本設備は令和8年度中に空調機改修に伴い撤去予定である。）
 - キ 受電設備の総容量 2,950KVA
 - ク コンデンサの総容量 175KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 契約電力 620kW
力 率 100%
 - イ 予定使用電力量 2,010,000キロワット時
（月別の使用電力量は、電力使用予定表による）
- (3) 供給電気の種類等
 - ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率30%とすること。
（参照:付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要<http://www.there100.org/technical-guidance>）
- (4) 契約期間
令和8年4月1日00:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
 自動検針装置 有
 電力会社の検針方法 自動検針
 計量器の構成 九電テクノシステムズ（株）電力需給用複合計器（時間帯別・精密級）
 型 番 K P 3 E 7 - R 形
 製造年月日 2 0 1 5 年
 交流 3 相 3 線式 110ボルト 5アンペア 60ヘルツ
 計器定数 1,000パルス/キロワット秒・1,000パルス/キロバール秒
 パルス定数 50,000パルス/キロワット時（パルス記号 S V）
 V C T 6,600/110ボルト 50/5アンペア
- (6) 需給地点
 需給場所における陸上自衛隊高遊原分屯地受電所の屋外に設置した自立型高圧気中開閉器の電源側接続点
- (7) 計量地点
 陸上自衛隊高遊原分屯地受電所内の引込断路器の負荷側直後
- (8) 電気工作物の財産分界点
 需給地点に同じ、ただし計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
 需給地点に同じ

4 対価の支払方法

電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、部隊側に書面（付紙第2）で半期ごと提出することとする。

5 その他

- (1) 力率は契約期間中100%と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない供給条件については、供給者の定める条件による。
- (3) 時間帯別（昼間・夜間・ピーク等）の契約の場合は、検針表で検針指示値を記載し、それぞれの差し引き数値が確認できるようにすること。
- (4) 燃料調整費・太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 契約電力及び最大需用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (8) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

- (9) 消費税額及び地方消費税の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (10) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し付紙第3に掲げる条件を満たすこと。
- (11) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度高遊原分屯地電力使用予定表

(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	昼間(夏季)電力量 (KWH)	夜間電力量 (KWH)	ピーク電力量 (KWH)	使用電力量 (KWH)
4月分	75,000	45,000		120,000
5月分	82,000	53,000		135,000
6月分	120,000	66,000		186,000
7月分	114,000	84,000	37,000	235,000
8月分	95,000	80,000	31,000	206,000
9月分	96,000	81,000	32,000	209,000
10月分	111,000	65,000		176,000
11月分	84,000	58,000		142,000
12月分	87,000	63,000		150,000
1月分	88,000	63,000		151,000
2月分	87,000	63,000		150,000
3月分	87,000	63,000		150,000
合 計	1,126,000	784,000	100,000	2,010,000

- ・昼間電力量…毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量
ただし、ピーク時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除く。
- ・ピーク電力量…夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間を除く。
- ・夜間電力量…ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏季…毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季 …4月1日から6月30日までの期間および10月1日から3月31日までの期間

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス（バイオガスを含む）
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※ <https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

総計 (kWh)

(表紙を含む 8 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 21 日

令和 8 年度高遊原分屯地で使用する電気

決 裁		合 議			
		管 理 科 長	営 繕 班 長	電 気	合 議
				 	 

所 掌			
派 遣 隊 長	施 設 班 長	合 議	電 気 係
			

陸上自衛隊高遊原分屯地
 健軍駐屯地業務隊高遊原派遣隊施設班

仕 様 書

1 件 名 令和8年度高遊原分屯地で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊高遊原分屯地
熊本県上益城郡益城町大字小谷1812番地
- (2) 業種及び用途 官公署（国家事務）

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - エ 標準周波数 60ヘルツ
 - オ 受電方式 1回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 有（氷蓄熱 9.48 m³）
蓄熱設備 三菱電機 PUHY-J355IM-B×1台、PUHY-J450IM-B×2台
昼間時間から夜間時間への負荷移行を行っている。
計量電圧（標準電圧） 210V
（ただし、本設備は令和8年度中に空調機改修に伴い撤去予定である。）
 - キ 受電設備の総容量 2,950KVA
 - ク コンデンサの総容量 175KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 契約電力 620kW
力 率 100%
 - イ 予定使用電力量 2,010,000キロワット時
（月別の使用電力量は、電力使用予定表による）
- (3) 供給電気の種類等
 - ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率0%とすること。
（参照：付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要<http://www.there100.org/technical-guidance>）
- (4) 契約期間
令和8年4月1日00:00～令和9年3月31日24:00

(5) 電力量等の検針

自動検針装置 有

電力会社の検針方法 自動検針

計量器の構成 九電テクノシステムズ（株）電力需給用複合計器（時間帯別・精密級）

型 番 KP3E7-R形

製造年月日 2015年

交流3相3線式 110ボルト 5アンペア 60ヘルツ

計器定数 1,000パルス/キロワット秒・1,000パルス/キロバール秒

パルス定数 50,000パルス/キロワット時（パルス記号SV）

VCT 6,600/110ボルト 50/5アンペア

(6) 需給地点

需給場所における陸上自衛隊高遊原分屯地受電所の屋外に設置した自立型高圧気中開閉器の電源側接続点

(7) 計量地点

陸上自衛隊高遊原分屯地受電所内の引込断路器の負荷側直後

(8) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ、ただし計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。

(9) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

4 対価の支払方法

電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、部隊側に書面（付紙第2）で半期ごと提出することとする。

5 その他

- (1) 力率は契約期間中100%と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない供給条件については、供給者の定める条件による。
- (3) 時間帯別（昼間・夜間・ピーク等）の契約の場合は、検針表で検針指示値を記載し、それぞれの差し引き数値が確認できるようにすること。
- (4) 燃料調整費・太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 契約電力及び最大需用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (8) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

- (9) 消費税額及び地方消費税の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (10) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し付紙第3に掲げる条件を満たすこと。
- (11) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度高遊原分屯地電力使用予定表

(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	昼間(夏季)電力量 (KWH)	夜間電力量 (KWH)	ピーク電力量 (KWH)	使用電力量 (KWH)
4月分	75,000	45,000		120,000
5月分	82,000	53,000		135,000
6月分	120,000	66,000		186,000
7月分	114,000	84,000	37,000	235,000
8月分	95,000	80,000	31,000	206,000
9月分	96,000	81,000	32,000	209,000
10月分	111,000	65,000		176,000
11月分	84,000	58,000		142,000
12月分	87,000	63,000		150,000
1月分	88,000	63,000		151,000
2月分	87,000	63,000		150,000
3月分	87,000	63,000		150,000
合 計	1,126,000	784,000	100,000	2,010,000

- ・昼間電力量…毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量
ただし、ピーク時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除く。
- ・ピーク電力量…夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間を除く。
- ・夜間電力量…ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏 季…毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季 …4月1日から6月30日までの期間および10月1日から3月31日までの期間

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス（バイオガスを含む）
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※ <https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇〇〇
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したものと、いかなる第三者へも移転
されないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 k W

2 供給開始
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

分任契約担当官
〇〇 〇〇 殿〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことを計画する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転する計画がある。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給開始

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

※ 計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

(表紙含む13枚)

作成年月日：令和8年1月14日

令和8年度
熊本送信所で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度熊本送信所で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊熊本送信所
熊本県上益城郡益城町大字宮園765番地
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧(標準電圧) 6,000V
 - ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
 - キ 受電設備の総容量 50KVA
 - ク コンデンサの総容量 10KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 契約電力13キロワット(契約電力については、その1月の最大需要電力と、前11カ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。)
 - イ 予定使用電力量 8,052キロワット時(別紙第1のとおり。)
 - ウ 令和7年度年間電力使用実績表(別紙第2のとおり。)
 - エ 令和6年度年間電力使用実績表(別紙第3のとおり。)
- (3) 供給電気の種類等
 - 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。
(付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
(RE100の細部については、Going 100% - RE100
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))
- (4) 契約期間
 - 令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

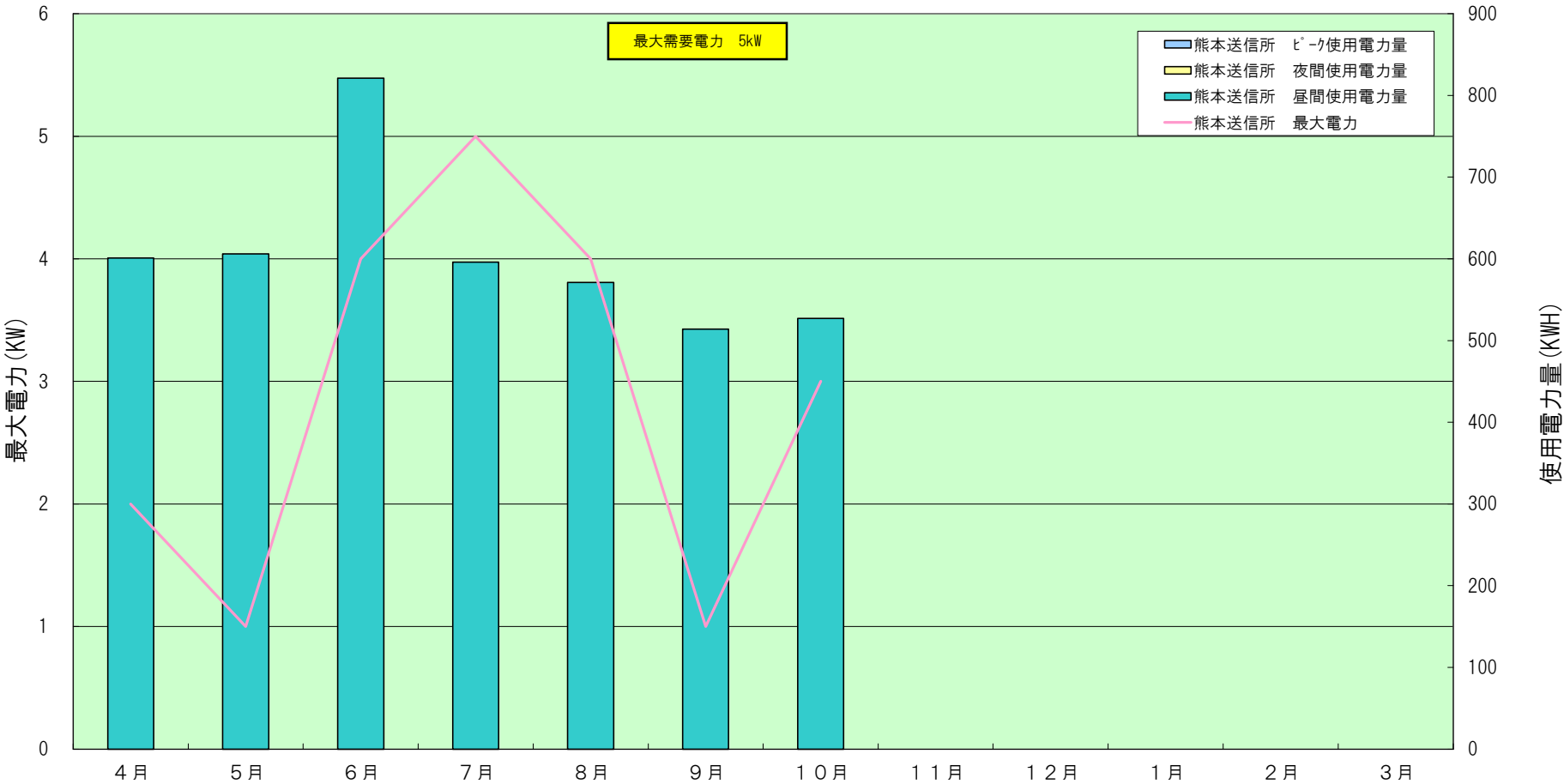
令和8年度熊本送信所電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	昼間電力量 (kWh)	夏季電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月分	601			601
5月分	606			606
6月分	821			821
7月分		596		596
8月分		571		571
9月分		514		514
10月分	527			527
11月分	697			697
12月分	722			722
1月分	759			759
2月分	892			892
3月分	746			746
合 計	6,371	1,681		8,052

- ・昼間電力量… 毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
ただし、ピーク時間及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・ピーク電力量… 夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の 該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量… ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

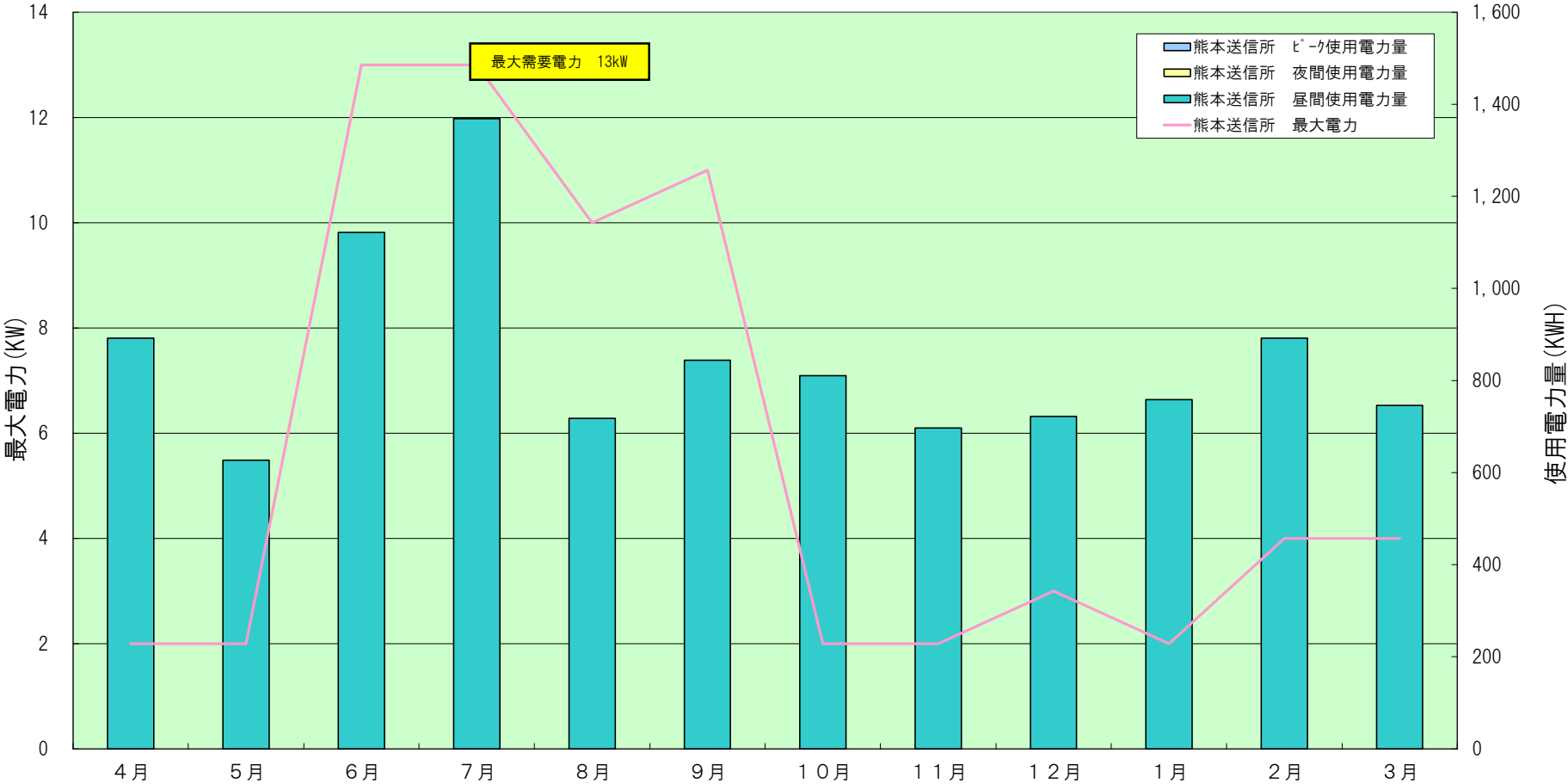
熊本送信所 令和7年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
熊本送信所 最大電力	kW	最大	2	1	4	5	4	1	3						
熊本送信所 昼間使用電力量	kWh	1	601	606	821	596	571	514	527						4,236
熊本送信所 夜間使用電力量	kWh	1													
熊本送信所 ピーク使用電力量	kWh	1													
	累計	kWh	601	606	821	596	571	514	527						4,236



熊本送信所 令和6年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
熊本送信所 最大電力	kW	最大	2	2	13	13	10	11	2	2	3	2	4	4	
熊本送信所 昼間使用電力量	kWh	1	892	627	1,122	1,369	718	844	811	697	722	759	892	746	10,199
熊本送信所 夜間使用電力量	kWh	1													
熊本送信所 ピーク使用電力量	kWh	1													
累計	kWh		892	627	1,122	1,369	718	844	811	697	722	759	892	746	10,199



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （%）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む13枚)

作成年月日：令和8年1月14日

令和8年度
熊本送信所で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度熊本送信所で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊熊本送信所
熊本県上益城郡益城町大字宮園765番地
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧(標準電圧) 6,000V
 - ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
 - キ 受電設備の総容量 50KVA
 - ク コンデンサの総容量 10KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 契約電力13キロワット(契約電力については、その1月の最大需要電力と、前11カ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。)
 - イ 予定使用電力量 8,052キロワット時(別紙第1のとおり。)
 - ウ 令和7年度年間電力使用実績表(別紙第2のとおり。)
 - エ 令和6年度年間電力使用実績表(別紙第3のとおり。)
- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率60%とすること。
(付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
(RE100の細部については、Going 100% - RE100
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))
- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

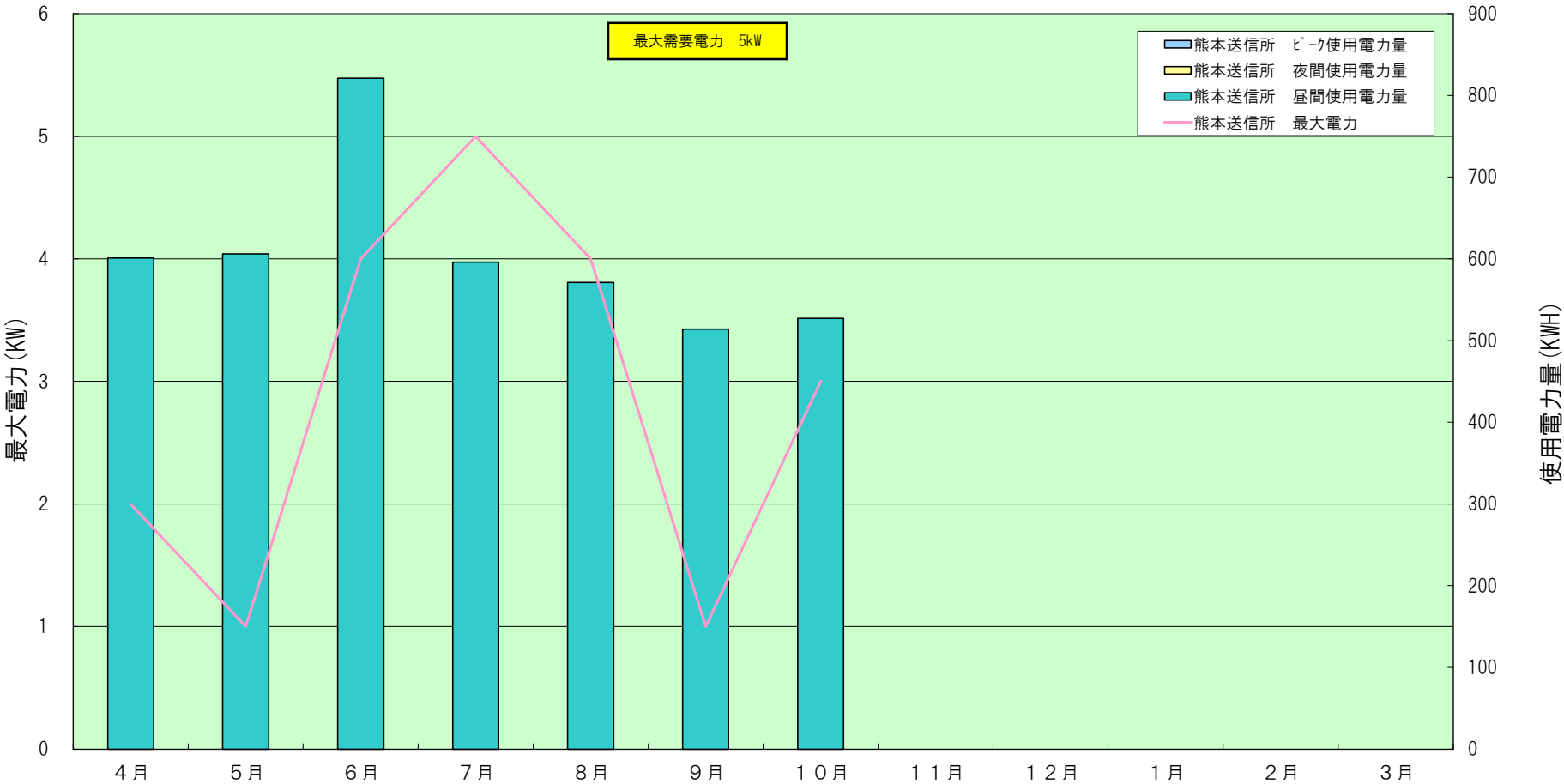
令和8年度熊本送信所電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	昼間電力量 (kWh)	夏季電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月分	601			601
5月分	606			606
6月分	821			821
7月分		596		596
8月分		571		571
9月分		514		514
10月分	527			527
11月分	697			697
12月分	722			722
1月分	759			759
2月分	892			892
3月分	746			746
合 計	6,371	1,681		8,052

- ・昼間電力量… 毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
ただし、ピーク時間及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・ピーク電力量… 夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の 該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量… ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

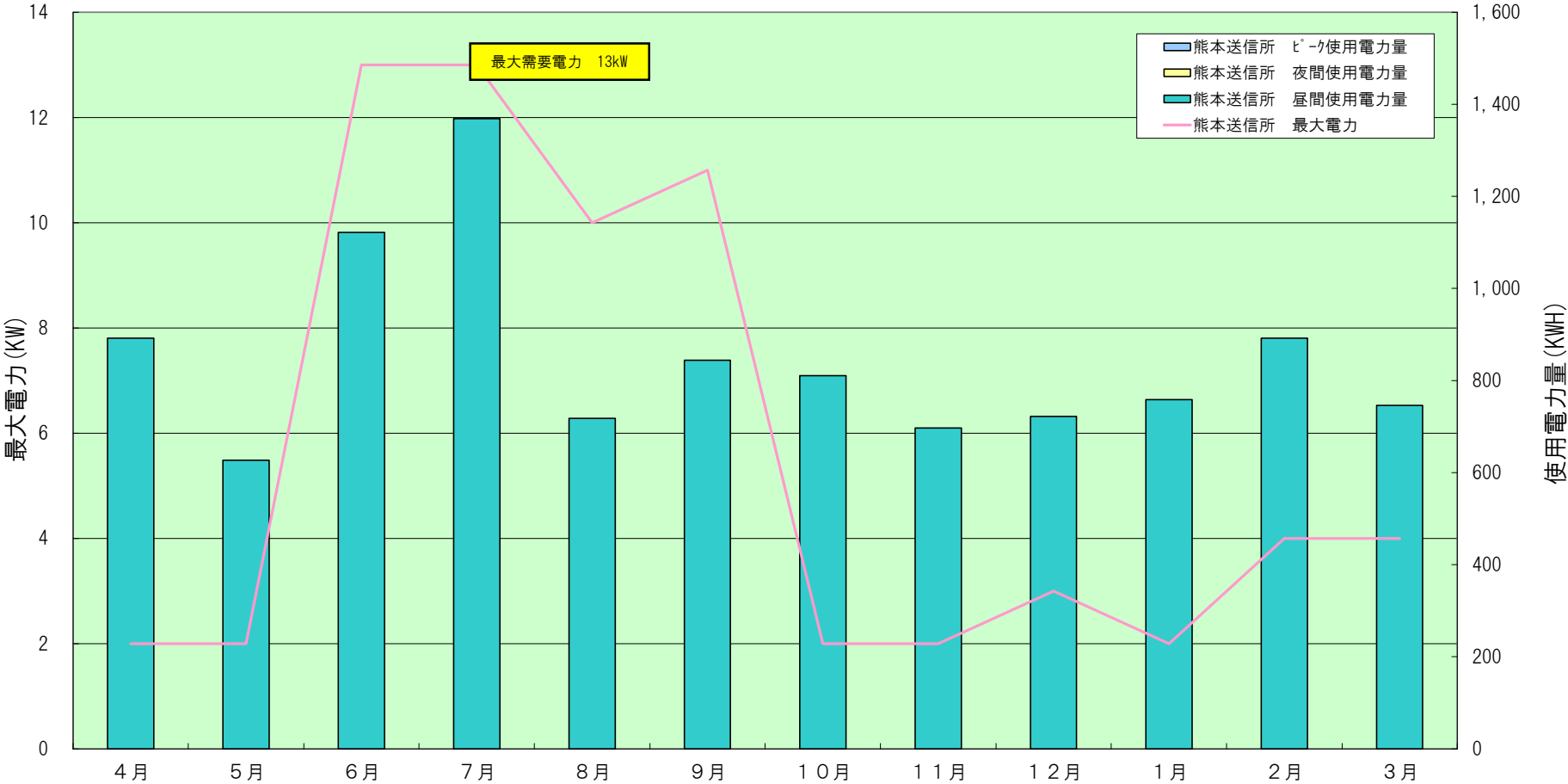
熊本送信所 令和7年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
熊本送信所 最大電力	kW	最大	2	1	4	5	4	1	3						
熊本送信所 昼間使用電力量	kWh	1	601	606	821	596	571	514	527						4,236
熊本送信所 夜間使用電力量	kWh	1													
熊本送信所 ピーク使用電力量	kWh	1													
	累計	kWh	601	606	821	596	571	514	527						4,236



熊本送信所 令和6年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
熊本送信所 最大電力	kW	最大	2	2	13	13	10	11	2	2	3	2	4	4	
熊本送信所 昼間使用電力量	kWh	1	892	627	1,122	1,369	718	844	811	697	722	759	892	746	10,199
熊本送信所 夜間使用電力量	kWh	1													
熊本送信所 ピーク使用電力量	kWh	1													
累計	kWh		892	627	1,122	1,369	718	844	811	697	722	759	892	746	10,199



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号

〇〇〇〇

需要施設名

〇〇〇〇

需要施設住所

〇〇県〇〇市〇〇

契約電力

〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （％）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む13枚)

作成年月日：令和8年1月14日

令和8年度
熊本送信所で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度熊本送信所で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊熊本送信所
熊本県上益城郡益城町大字宮園765番地
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧(標準電圧) 6,000V
 - ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
 - キ 受電設備の総容量 50KVA
 - ク コンデンサの総容量 10KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 契約電力13キロワット(契約電力については、その1月の最大需要電力と、前11カ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。)
 - イ 予定使用電力量 8,052キロワット時(別紙第1のとおり。)
 - ウ 令和7年度年間電力使用実績表(別紙第2のとおり。)
 - エ 令和6年度年間電力使用実績表(別紙第3のとおり。)
- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率30%とすること。
(付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
(RE100の細部については、Going 100% - RE100
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))
- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
 自動検針装置の有無 有
 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
 交流3相3線式 110V 5A 60Hz
 計器定数 1,000パルス/kWs・1,000パルス/kvar
 パルス定数 50,000パルス/kWh(パルス記号SL)
 VCT 6,600/110V 50/5A
 - (6) 需給地点
 需給場所における陸上自衛隊熊本送信所構内にある構内1号柱に設置した
 気中開閉器の電源側接続点
 - (7) 計量地点
 陸上自衛隊熊本送信所電気室内の引込断路器の電源側
 - (8) 電気工作物の財産分界点
 需給地点に同じ。
 ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する
 装置とする。
 - (9) 保安上の責任分界点
 需給地点に同じ。
- 4 対価の支払方法
 電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確
 認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。
- 5 その他
- (1) 力率は契約期間中100%と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響
 を与えるような負荷設備は特に有していない。
 - (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない
 その他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
 - (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する
 特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
 - (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数
 点以下第1位で四捨五入する。
 - (5) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は少数点以下第1位
 で四捨五入する。
 - (6) 力率の単位は1%とし、その端数は少数点以下第1位で四捨五入する。
 - (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は少数点
 以下を切り捨てる。
 - (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円としその端数は少数点以下を切
 り捨てる。
 - (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導
 入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
 - (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協
 議の上、決定するものとする。

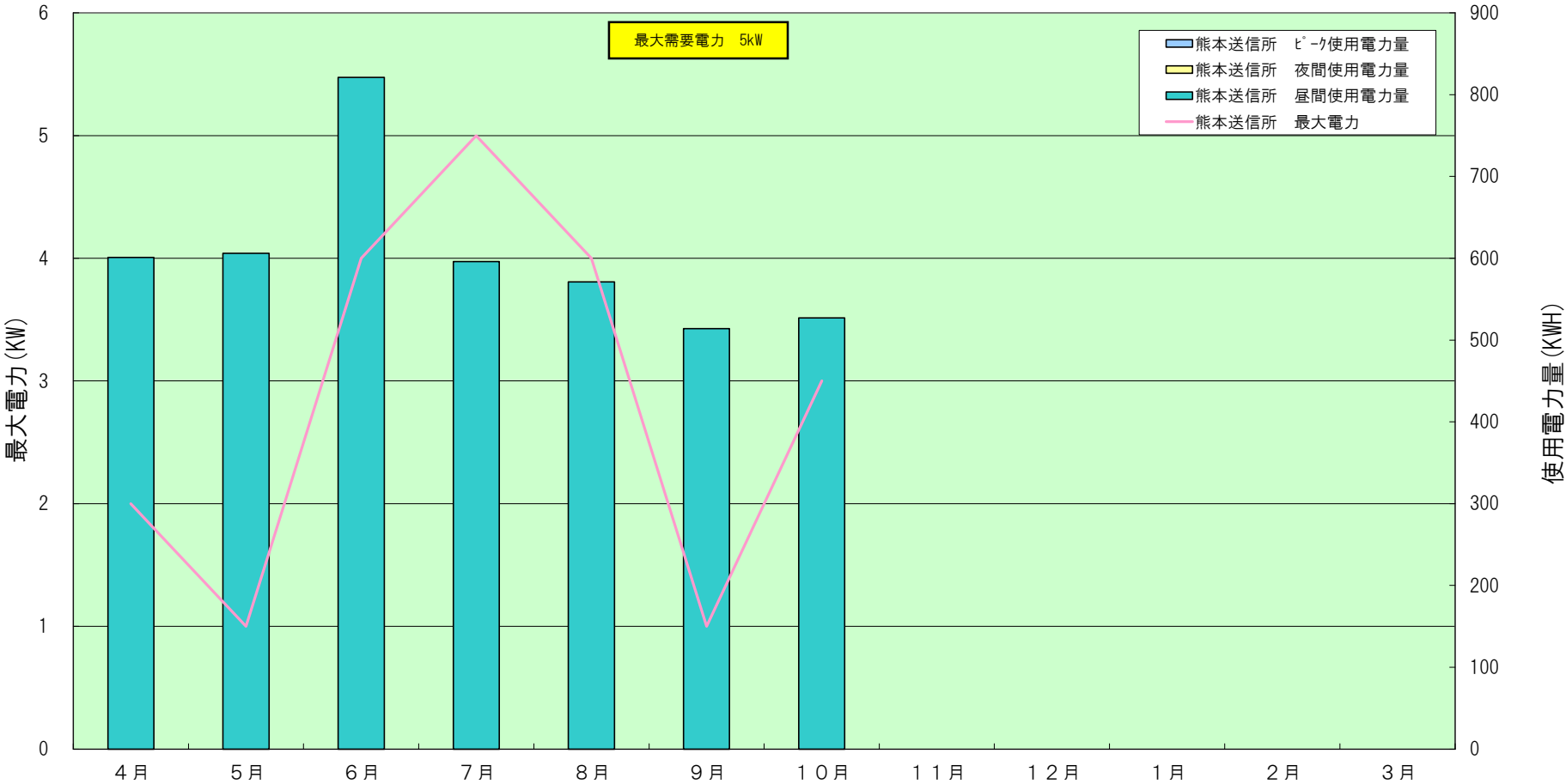
令和8年度熊本送信所電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	昼間電力量 (kWh)	夏季電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月分	601			601
5月分	606			606
6月分	821			821
7月分		596		596
8月分		571		571
9月分		514		514
10月分	527			527
11月分	697			697
12月分	722			722
1月分	759			759
2月分	892			892
3月分	746			746
合 計	6,371	1,681		8,052

- ・昼間電力量… 毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
ただし、ピーク時間及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・ピーク電力量… 夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の 該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量… ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

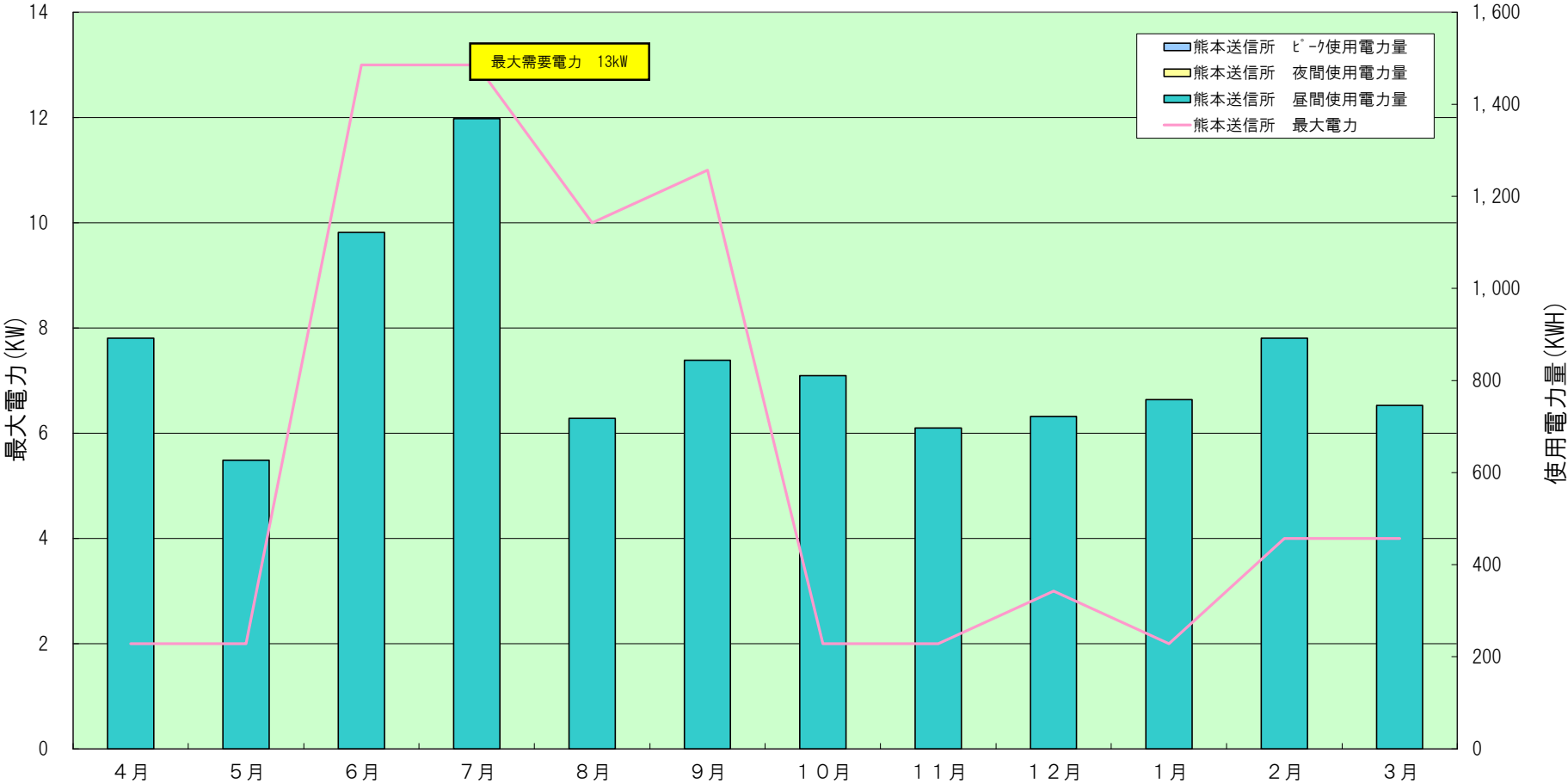
熊本送信所 令和7年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
熊本送信所 最大電力	kW	最大	2	1	4	5	4	1	3						
熊本送信所 昼間使用電力量	kWh	1	601	606	821	596	571	514	527						4,236
熊本送信所 夜間使用電力量	kWh	1													
熊本送信所 ピーク使用電力量	kWh	1													
	累計	kWh	601	606	821	596	571	514	527						4,236



熊本送信所 令和6年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
熊本送信所 最大電力	kW	最大	2	2	13	13	10	11	2	2	3	2	4	4	
熊本送信所 昼間使用電力量	kWh	1	892	627	1,122	1,369	718	844	811	697	722	759	892	746	10,199
熊本送信所 夜間使用電力量	kWh	1													
熊本送信所 ピーク使用電力量	kWh	1													
累計	kWh		892	627	1,122	1,369	718	844	811	697	722	759	892	746	10,199



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号

〇〇〇〇

需要施設名

〇〇〇〇

需要施設住所

〇〇県〇〇市〇〇

契約電力

〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （％）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む 1 1 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 1 4 日

令和 8 年度
熊本送信所で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度熊本送信所で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊熊本送信所
熊本県上益城郡益城町大字宮園765番地
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧(標準電圧) 6,000V
 - ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
 - キ 受電設備の総容量 50KVA
 - ク コンデンサの総容量 10KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 契約電力13キロワット(契約電力については、その1月の最大需要電力と、前11カ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。)
 - イ 予定使用電力量 8,052キロワット時(別紙第1のとおり。)
 - ウ 令和7年度年間電力使用実績表(別紙第2のとおり。)
 - エ 令和6年度年間電力使用実績表(別紙第3のとおり。)
- (3) 供給電気の種類等
「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率0%とすること。
(付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
(RE100の細部については、Going 100% - RE100
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))
- (4) 契約期間
令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
 自動検針装置の有無 有
 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
 交流3相3線式 110V 5A 60Hz
 計器定数 1,000パルス/kWs・1,000パルス/kvar
 パルス定数 50,000パルス/kWh(パルス記号SL)
 VCT 6,600/110V 50/5A
 - (6) 需給地点
 需給場所における陸上自衛隊熊本送信所構内にある構内1号柱に設置した
 気中開閉器の電源側接続点
 - (7) 計量地点
 陸上自衛隊熊本送信所電気室内の引込断路器の電源側
 - (8) 電気工作物の財産分界点
 需給地点に同じ。
 ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する
 装置とする。
 - (9) 保安上の責任分界点
 需給地点に同じ。
- 4 対価の支払方法
 電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確
 認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。
- 5 その他
- (1) 力率は契約期間中100%と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響
 を与えるような負荷設備は特に有していない。
 - (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない
 その他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
 - (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する
 特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
 - (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数
 点以下第1位で四捨五入する。
 - (5) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は少数点以下第1位
 で四捨五入する。
 - (6) 力率の単位は1%とし、その端数は少数点以下第1位で四捨五入する。
 - (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は少数点
 以下を切り捨てる。
 - (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円としその端数は少数点以下を切
 り捨てる。
 - (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導
 入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
 - (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協
 議の上、決定するものとする。

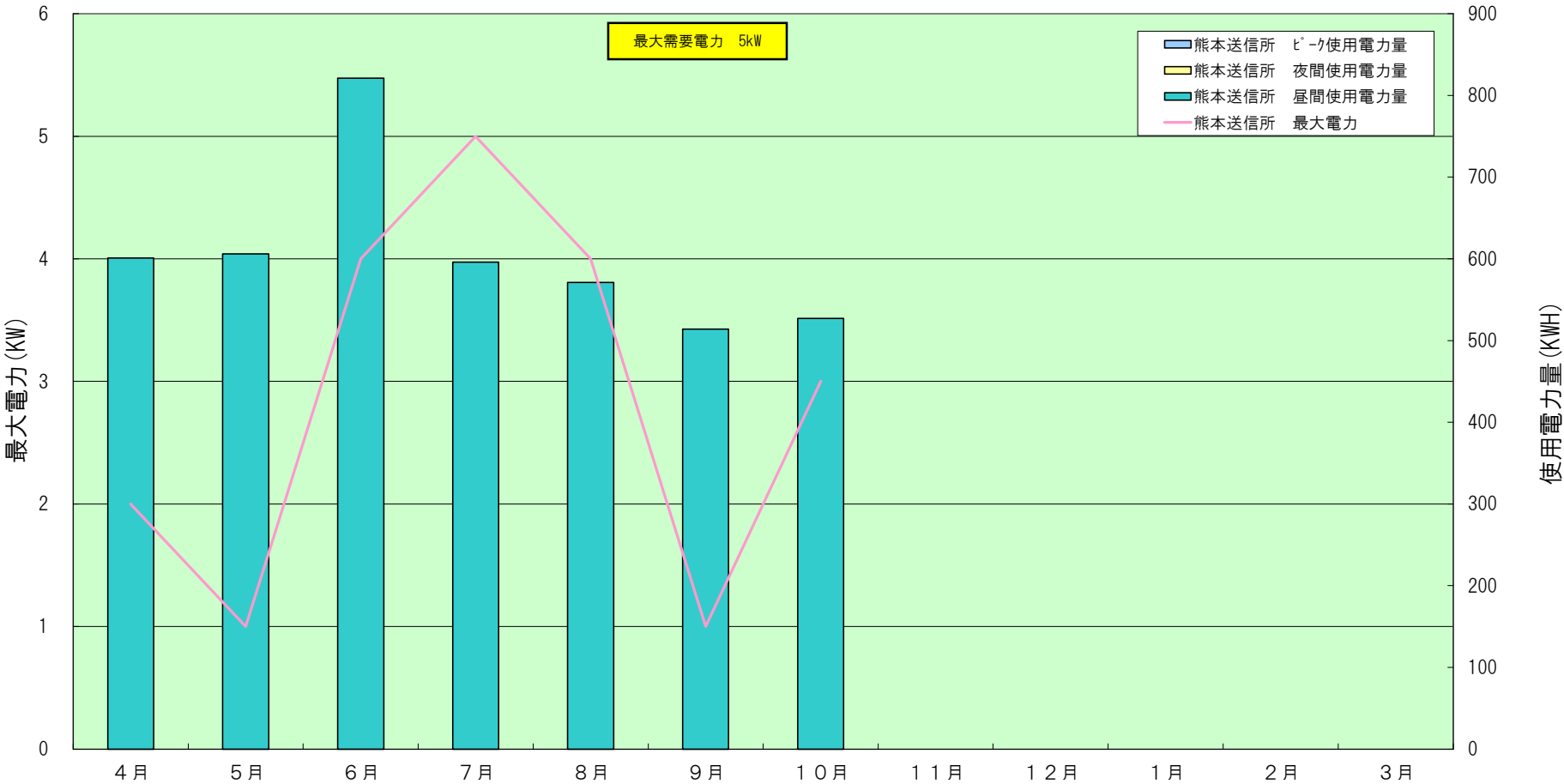
令和8年度熊本送信所電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	昼間電力量 (kWh)	夏季電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月分	601			601
5月分	606			606
6月分	821			821
7月分		596		596
8月分		571		571
9月分		514		514
10月分	527			527
11月分	697			697
12月分	722			722
1月分	759			759
2月分	892			892
3月分	746			746
合 計	6,371	1,681		8,052

- ・昼間電力量… 毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
ただし、ピーク時間及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・ピーク電力量… 夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の 該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量… ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日まで の期間

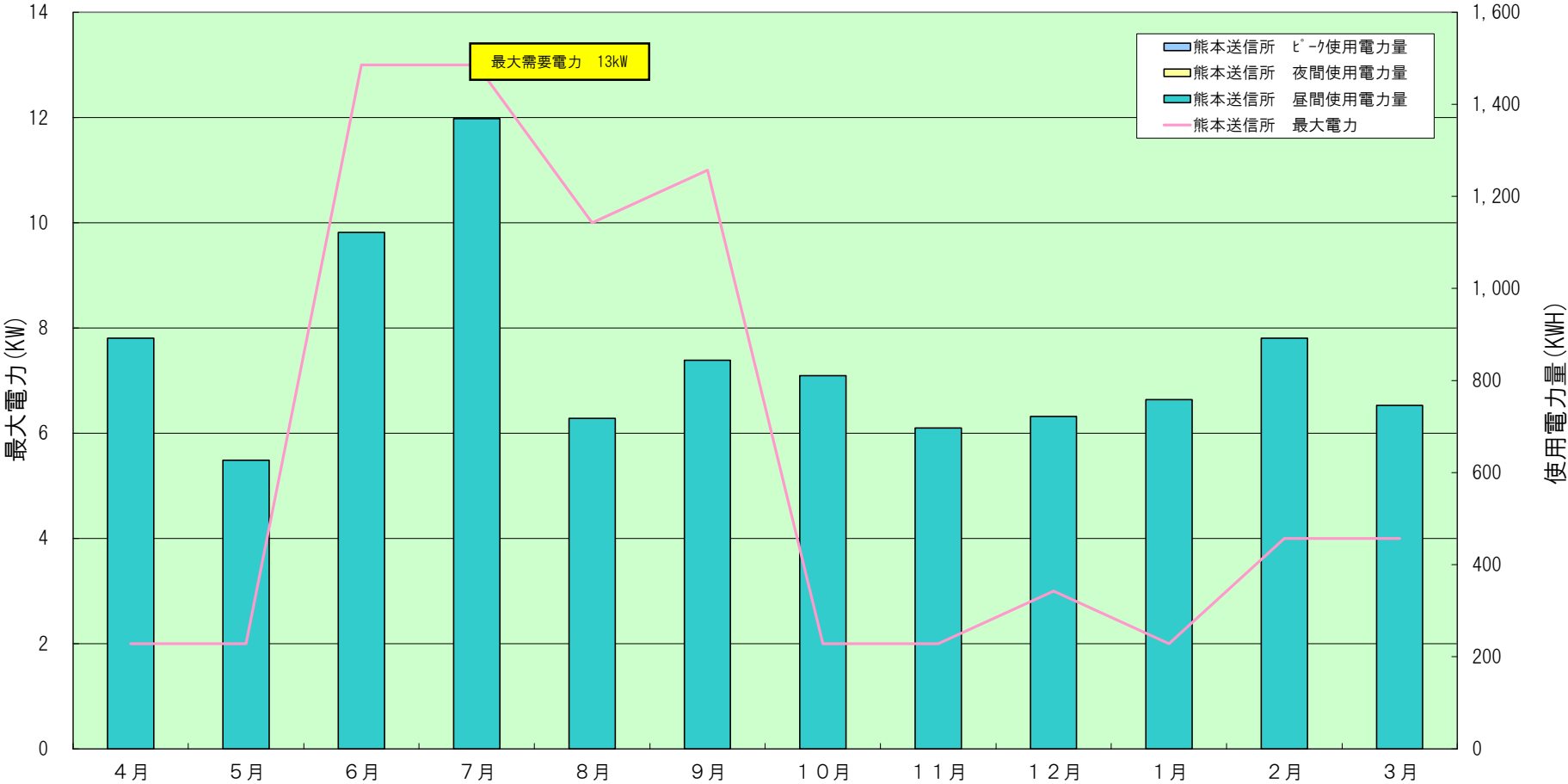
熊本送信所 令和7年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
熊本送信所 最大電力	kW	最大	2	1	4	5	4	1	3						
熊本送信所 昼間使用電力量	kWh	1	601	606	821	596	571	514	527						4,236
熊本送信所 夜間使用電力量	kWh	1													
熊本送信所 ピーク使用電力量	kWh	1													
	累計	kWh	601	606	821	596	571	514	527						4,236



熊本送信所 令和6年度年間電力使用実績表

項 目	単位	乗率	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
熊本送信所 最大電力	kW	最大	2	2	13	13	10	11	2	2	3	2	4	4	
熊本送信所 昼間使用電力量	kWh	1	892	627	1,122	1,369	718	844	811	697	722	759	892	746	10,199
熊本送信所 夜間使用電力量	kWh	1													
熊本送信所 ピーク使用電力量	kWh	1													
	累計	kWh	892	627	1,122	1,369	718	844	811	697	722	759	892	746	10,199



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

(表紙含む 1 1 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 1 4 日

令和 8 年度
大関山中継所(動力)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度大関山中継所(動力)で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊大関山中継所
熊本県水俣市久木野折平
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

ア 供給電気方式 交流3相3線式
 イ 供給電圧(標準電圧) 210V
 ウ 計量電圧(標準電圧) 210V
 エ 標準周波数 60Hz
 オ 受電方式 1回線受電
 カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
 キ 受電設備の総容量 なし
 ク コンデンサの総容量 なし

- (2) 契約電力および電力使用量

ア 契約電力 31キロワット
 イ 予定使用電力量 26,626キロワット時(別紙第1のとおり)

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。
 (付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
 (RE100の細部については、Going 100% - RE100
 (<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))

- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
自動検針用伝送端末の有無 無
電力会社の検針方法 目視検針
 - (6) 需給地点
需給場所における陸上自衛隊大関山中継所構内引込柱に設置した引込盤内の主配線用遮断器の電源側接続点
 - (7) 計量地点
陸上自衛隊大関山中継所引込盤内の主配線用遮断器の電源側
 - (8) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- 4 対価の支払方法
電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。
- 5 その他
- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
 - (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
 - (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
 - (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (5) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (6) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第2に掲げる条件を満たすこと。
 - (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度大関山中継所電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	夏季電力量 (kWh)	その他電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	備 考
4 月 分	0	1,885	1,885	
5 月 分	0	2,042	2,042	
6 月 分	0	2,144	2,144	
7 月 分	2,551	0	2,551	
8 月 分	2,574	0	2,574	
9 月 分	2,442	0	2,442	
10 月 分	0	2,776	2,776	
11 月 分	0	2,189	2,189	
12 月 分	0	2,354	2,354	
1 月 分	0	1,889	1,889	
2 月 分	0	1,896	1,896	
3 月 分	0	1,884	1,884	
合 計	7,567	19,059	26,626	

- ・ 夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・ その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） ② 令和年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)（ただし、令和年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)（ただし、令和年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)（ただし、令和年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑥ 令和年度の供給電力量（需要端(kWh)） 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したとこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （%）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む 1 1 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 1 4 日

令和 8 年度
大関山中継所(動力)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度大関山中継所(動力)で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊大関山中継所
熊本県水俣市久木野折平
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

ア 供給電気方式 交流3相3線式
 イ 供給電圧(標準電圧) 210V
 ウ 計量電圧(標準電圧) 210V
 エ 標準周波数 60Hz
 オ 受電方式 1回線受電
 カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
 キ 受電設備の総容量 なし
 ク コンデンサの総容量 なし

- (2) 契約電力および電力使用量

ア 契約電力 31キロワット
 イ 予定使用電力量 26,626キロワット時(別紙第1のとおり)

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率60%とすること。
 (付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
 (RE100の細部については、Going 100% - RE100
 (<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))

- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
自動検針用伝送端末の有無 無
電力会社の検針方法 目視検針
 - (6) 需給地点
需給場所における陸上自衛隊大関山中継所構内引込柱に設置した引込盤内の主配線用遮断器の電源側接続点
 - (7) 計量地点
陸上自衛隊大関山中継所引込盤内の主配線用遮断器の電源側
 - (8) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- 4 対価の支払方法
電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。
- 5 その他
- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
 - (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
 - (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
 - (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (5) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (6) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第2に掲げる条件を満たすこと。
 - (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度大関山中継所電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	夏季電力量 (kWh)	その他電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	備 考
4月分	0	1,885	1,885	
5月分	0	2,042	2,042	
6月分	0	2,144	2,144	
7月分	2,551	0	2,551	
8月分	2,574	0	2,574	
9月分	2,442	0	2,442	
10月分	0	2,776	2,776	
11月分	0	2,189	2,189	
12月分	0	2,354	2,354	
1月分	0	1,889	1,889	
2月分	0	1,896	1,896	
3月分	0	1,884	1,884	
合 計	7,567	19,059	26,626	

- ・夏季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） ② 令和年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)（ただし、令和年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)（ただし、令和年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)（ただし、令和年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑥ 令和年度の供給電力量（需要端(kWh)） 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （%）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む 1 1 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 1 4 日

令和 8 年度
大関山中継所(動力)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度大関山中継所(動力)で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊大関山中継所
熊本県水俣市久木野折平
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 210V
- ウ 計量電圧(標準電圧) 210V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- キ 受電設備の総容量 なし
- ク コンデンサの総容量 なし

- (2) 契約電力および電力使用量

- ア 契約電力 31キロワット
- イ 予定使用電力量 26,626キロワット時(別紙第1のとおり)

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率30%とすること。
(付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
(RE100の細部については、Going 100% - RE100
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))

- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
自動検針用伝送端末の有無 無
電力会社の検針方法 目視検針
 - (6) 需給地点
需給場所における陸上自衛隊大関山中継所構内引込柱に設置した引込盤内の主配線用遮断器の電源側接続点
 - (7) 計量地点
陸上自衛隊大関山中継所引込盤内の主配線用遮断器の電源側
 - (8) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- 4 対価の支払方法
電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。
- 5 その他
- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
 - (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
 - (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
 - (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (5) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (6) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第2に掲げる条件を満たすこと。
 - (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度大関山中継所電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	夏季電力量 (kWh)	その他電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	備 考
4月分	0	1,885	1,885	
5月分	0	2,042	2,042	
6月分	0	2,144	2,144	
7月分	2,551	0	2,551	
8月分	2,574	0	2,574	
9月分	2,442	0	2,442	
10月分	0	2,776	2,776	
11月分	0	2,189	2,189	
12月分	0	2,354	2,354	
1月分	0	1,889	1,889	
2月分	0	1,896	1,896	
3月分	0	1,884	1,884	
合 計	7,567	19,059	26,626	

- ・夏季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

30

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） ② 令和年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)（ただし、令和年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)（ただし、令和年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)（ただし、令和年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑥ 令和年度の供給電力量（需要端(kWh)） 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したとこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （%）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む 9 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 1 4 日

令和 8 年度
大関山中継所(動力)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度大関山中継所(動力)で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊大関山中継所
熊本県水俣市久木野折平
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 210V
- ウ 計量電圧(標準電圧) 210V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- キ 受電設備の総容量 なし
- ク コンデンサの総容量 なし

- (2) 契約電力および電力使用量

- ア 契約電力 31キロワット
- イ 予定使用電力量 26,626キロワット時(別紙第1のとおり)

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率0%とすること。
(付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
(RE100の細部については、Going 100% - RE100
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))

- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
自動検針用伝送端末の有無 無
電力会社の検針方法 目視検針
 - (6) 需給地点
需給場所における陸上自衛隊大関山中継所構内引込柱に設置した引込盤内の主配線用遮断器の電源側接続点
 - (7) 計量地点
陸上自衛隊大関山中継所引込盤内の主配線用遮断器の電源側
 - (8) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- 4 対価の支払方法
電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。
- 5 その他
- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
 - (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
 - (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
 - (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (5) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (6) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第2に掲げる条件を満たすこと。
 - (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度大関山中継所電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	夏季電力量 (kWh)	その他電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	備 考
4月分	0	1,885	1,885	
5月分	0	2,042	2,042	
6月分	0	2,144	2,144	
7月分	2,551	0	2,551	
8月分	2,574	0	2,574	
9月分	2,442	0	2,442	
10月分	0	2,776	2,776	
11月分	0	2,189	2,189	
12月分	0	2,354	2,354	
1月分	0	1,889	1,889	
2月分	0	1,896	1,896	
3月分	0	1,884	1,884	
合 計	7,567	19,059	26,626	

- ・夏季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

30

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） ② 令和年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)（ただし、令和年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)（ただし、令和年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)（ただし、令和年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑥ 令和年度の供給電力量（需要端(kWh)） 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

(表紙含む 11 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 14 日

令和 8 年度
不知火中継所(動力)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度不知火中継所(動力)で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊不知火中継所
熊本県宇城市不知火町大字長崎字山ノ口3670-14
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 210V
- ウ 計量電圧(標準電圧) 210V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- キ 受電設備の総容量 なし
- ク コンデンサの総容量 なし

- (2) 契約電力および電力使用量

- ア 契約電力 18キロワット(低圧動力)
- イ 予定使用電力量 13,588キロワット時(別紙第1のとおり。)

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。
(付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
(RE100の細部については、Going 100% - RE100
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))

- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
自動検針用伝送端末の有無 無
電力会社の検針方法 目視検針
- (6) 需給地点
需給場所における陸上自衛隊不知火中継所構内引込柱に設置した引込盤内の主配線用遮断器の電源側接続点
- (7) 計量地点
陸上自衛隊不知火中継所引込盤内の主配線用遮断器の電源側
- (8) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 対価の支払方法

電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。

5 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
- (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (5) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第2に掲げる条件を満たすこと。
- (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度不知火中継所（動力）電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	夏季電力量 (kWh)	その他電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	備 考
4 月 分		1,227	1,227	
5 月 分		1,488	1,488	
6 月 分		1,347	1,347	
7 月 分	1,676		1,676	
8 月 分	1,592		1,592	
9 月 分	1,546		1,546	
10 月 分		1,517	1,517	
11 月 分		737	737	
12 月 分		596	596	
1 月 分		723	723	
2 月 分		619	619	
3 月 分		520	520	
合 計	4,814	8,774	13,588	

- ・ 夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・ その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したとこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （%）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む 11 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 14 日

令和 8 年度
不知火中継所(動力)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度不知火中継所(動力)で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊不知火中継所
熊本県宇城市不知火町大字長崎字山ノ口3670-14
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 210V
- ウ 計量電圧(標準電圧) 210V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- キ 受電設備の総容量 なし
- ク コンデンサの総容量 なし

- (2) 契約電力および電力使用量

- ア 契約電力 18キロワット(低圧動力)
- イ 予定使用電力量 13,588キロワット時(別紙第1のとおり。)

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率60%とすること。
(付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
(RE100の細部については、Going 100% - RE100
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))

- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
自動検針用伝送端末の有無 無
電力会社の検針方法 目視検針
- (6) 需給地点
需給場所における陸上自衛隊不知火中継所構内引込柱に設置した引込盤内の主配線用遮断器の電源側接続点
- (7) 計量地点
陸上自衛隊不知火中継所引込盤内の主配線用遮断器の電源側
- (8) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 対価の支払方法

電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。

5 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
- (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (5) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第2に掲げる条件を満たすこと。
- (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度不知火中継所（動力）電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	夏季電力量 (kWh)	その他電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	備 考
4 月 分		1,227	1,227	
5 月 分		1,488	1,488	
6 月 分		1,347	1,347	
7 月 分	1,676		1,676	
8 月 分	1,592		1,592	
9 月 分	1,546		1,546	
10 月 分		1,517	1,517	
11 月 分		737	737	
12 月 分		596	596	
1 月 分		723	723	
2 月 分		619	619	
3 月 分		520	520	
合 計	4,814	8,774	13,588	

- ・ 夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・ その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したとこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （%）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む 11 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 14 日

令和 8 年度
不知火中継所(動力)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度不知火中継所(動力)で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊不知火中継所
熊本県宇城市不知火町大字長崎字山ノ口3670-14
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

ア 供給電気方式 交流3相3線式
 イ 供給電圧(標準電圧) 210V
 ウ 計量電圧(標準電圧) 210V
 エ 標準周波数 60Hz
 オ 受電方式 1回線受電
 カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
 キ 受電設備の総容量 なし
 ク コンデンサの総容量 なし

- (2) 契約電力および電力使用量

ア 契約電力 18キロワット(低圧動力)
 イ 予定使用電力量 13,588キロワット時(別紙第1のとおり。)

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率30%とすること。
 (付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
 (RE100の細部については、Going 100% - RE100
 (<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))

- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
自動検針用伝送端末の有無 無
電力会社の検針方法 目視検針
- (6) 需給地点
需給場所における陸上自衛隊不知火中継所構内引込柱に設置した引込盤内の主配線用遮断器の電源側接続点
- (7) 計量地点
陸上自衛隊不知火中継所引込盤内の主配線用遮断器の電源側
- (8) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 対価の支払方法

電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。

5 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
- (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (5) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第2に掲げる条件を満たすこと。
- (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度不知火中継所（動力）電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	夏季電力量 (kWh)	その他電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	備 考
4 月 分		1,227	1,227	
5 月 分		1,488	1,488	
6 月 分		1,347	1,347	
7 月 分	1,676		1,676	
8 月 分	1,592		1,592	
9 月 分	1,546		1,546	
10 月 分		1,517	1,517	
11 月 分		737	737	
12 月 分		596	596	
1 月 分		723	723	
2 月 分		619	619	
3 月 分		520	520	
合 計	4,814	8,774	13,588	

- ・ 夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・ その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したとこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号

〇〇〇〇

需要施設名

〇〇〇〇

需要施設住所

〇〇県〇〇市〇〇

契約電力

〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （％）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む 9 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 1 4 日

令和 8 年度
不知火中継所(動力)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度不知火中継所(動力)で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊不知火中継所
 熊本県宇城市不知火町大字長崎字山ノ口3670-14
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 210V
- ウ 計量電圧(標準電圧) 210V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- キ 受電設備の総容量 なし
- ク コンデンサの総容量 なし

- (2) 契約電力および電力使用量

- ア 契約電力 18キロワット(低圧動力)
- イ 予定使用電力量 13,588キロワット時(別紙第1のとおり。)

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率0%とすること。
 (付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
 (RE100の細部については、Going 100% - RE100
 (<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))

- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
自動検針用伝送端末の有無 無
電力会社の検針方法 目視検針
- (6) 需給地点
需給場所における陸上自衛隊不知火中継所構内引込柱に設置した引込盤内の主配線用遮断器の電源側接続点
- (7) 計量地点
陸上自衛隊不知火中継所引込盤内の主配線用遮断器の電源側
- (8) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 対価の支払方法

電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。

5 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
- (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (5) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第2に掲げる条件を満たすこと。
- (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度不知火中継所（動力）電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	夏季電力量 (kWh)	その他電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	備 考
4 月 分		1,227	1,227	
5 月 分		1,488	1,488	
6 月 分		1,347	1,347	
7 月 分	1,676		1,676	
8 月 分	1,592		1,592	
9 月 分	1,546		1,546	
10 月 分		1,517	1,517	
11 月 分		737	737	
12 月 分		596	596	
1 月 分		723	723	
2 月 分		619	619	
3 月 分		520	520	
合 計	4,814	8,774	13,588	

- ・ 夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・ その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

0

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

(表紙含む 11 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 14 日

令和 8 年度
不知火中継所(電灯)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度不知火中継所(電灯)で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊不知火中継所
熊本県宇城市不知火町大字長崎字山ノ口3670-14
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- ア 供給電気方式 交流単相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 210/105V
- ウ 計量電圧(標準電圧) 210/105V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- キ 受電設備の総容量 なし
- ク コンデンサの総容量 なし

- (2) 契約電力および電力使用量

- ア 契約電力 14キロボルトアンペア
- イ 予定使用電力量 7,446キロワット時(別紙第1のとおり。)

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。
(付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
(RE100の細部については、Going 100% - RE100
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))

- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00~令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
自動検針用伝送端末の有無 無
電力会社の検針方法 目視検針
- (6) 需給地点
需給場所における陸上自衛隊不知火中継所構内引込柱に設置した引込盤内の主配線用遮断器の電源側接続点
- (7) 計量地点
陸上自衛隊不知火中継所引込盤内の主配線用遮断器の電源側
- (8) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 対価の支払方法

電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。

5 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
- (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (5) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 力率の単位は1 %とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第2に掲げる条件を満たすこと。
- (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度不知火中継所（電灯）電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	夏季電力量 (kWh)	その他電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	備 考
4月分		547	547	
5月分		649	649	
6月分		483	483	
7月分	627		627	
8月分	723		723	
9月分	590		590	
10月分		632	632	
11月分		737	737	
12月分		596	596	
1月分		723	723	
2月分		619	619	
3月分		520	520	
合 計	1,940	5,506	7,446	

- ・夏季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●●に移転したとこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （%）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む 11 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 1 4 日

令和 8 年度
不知火中継所(電灯)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度不知火中継所(電灯)で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊不知火中継所
熊本県宇城市不知火町大字長崎字山ノ口3670-14
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- ア 供給電気方式 交流単相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 210/105V
- ウ 計量電圧(標準電圧) 210/105V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- キ 受電設備の総容量 なし
- ク コンデンサの総容量 なし

- (2) 契約電力および電力使用量

- ア 契約電力 14キロボルトアンペア
- イ 予定使用電力量 7,446キロワット時(別紙第1のとおり。)

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率60%とすること。
(付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
(RE100の細部については、Going 100% - RE100
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))

- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
自動検針用伝送端末の有無 無
電力会社の検針方法 目視検針
- (6) 需給地点
需給場所における陸上自衛隊不知火中継所構内引込柱に設置した引込盤内の主配線用遮断器の電源側接続点
- (7) 計量地点
陸上自衛隊不知火中継所引込盤内の主配線用遮断器の電源側
- (8) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 対価の支払方法

電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。

5 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
- (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (5) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 力率の単位は1 %とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第2に掲げる条件を満たすこと。
- (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度不知火中継所（電灯）電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	夏季電力量 (kWh)	その他電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	備 考
4月分		547	547	
5月分		649	649	
6月分		483	483	
7月分	627		627	
8月分	723		723	
9月分	590		590	
10月分		632	632	
11月分		737	737	
12月分		596	596	
1月分		723	723	
2月分		619	619	
3月分		520	520	
合 計	1,940	5,506	7,446	

- ・夏季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （%）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む 11 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 1 4 日

令和 8 年度
不知火中継所(電灯)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度不知火中継所(電灯)で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊不知火中継所
熊本県宇城市不知火町大字長崎字山ノ口3670-14
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- ア 供給電気方式 交流単相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 210/105V
- ウ 計量電圧(標準電圧) 210/105V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- キ 受電設備の総容量 なし
- ク コンデンサの総容量 なし

- (2) 契約電力および電力使用量

- ア 契約電力 14キロボルトアンペア
- イ 予定使用電力量 7,446キロワット時(別紙第1のとおり。)

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率30%とすること。
(付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
(RE100の細部については、Going 100% - RE100
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))

- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
自動検針用伝送端末の有無 無
電力会社の検針方法 目視検針
- (6) 需給地点
需給場所における陸上自衛隊不知火中継所構内引込柱に設置した引込盤内の主配線用遮断器の電源側接続点
- (7) 計量地点
陸上自衛隊不知火中継所引込盤内の主配線用遮断器の電源側
- (8) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 対価の支払方法

電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。

5 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
- (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (5) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 力率の単位は1 %とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第2に掲げる条件を満たすこと。
- (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度不知火中継所（電灯）電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	夏季電力量 (kWh)	その他電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	備 考
4月分		547	547	
5月分		649	649	
6月分		483	483	
7月分	627		627	
8月分	723		723	
9月分	590		590	
10月分		632	632	
11月分		737	737	
12月分		596	596	
1月分		723	723	
2月分		619	619	
3月分		520	520	
合 計	1,940	5,506	7,446	

- ・夏季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書をむ。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したとこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （％）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

(表紙含む 9 枚)

作成年月日：令和 8 年 1 月 1 4 日

令和 8 年度
不知火中継所(電灯)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理	営繕陸曹	電気係長	電気係

陸上自衛隊
健軍駐屯地業務隊
管理科

仕 様 書

1 件 名 令和8年度不知火中継所(電灯)で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊不知火中継所
熊本県宇城市不知火町大字長崎字山ノ口3670-14
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- ア 供給電気方式 交流単相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 210/105V
- ウ 計量電圧(標準電圧) 210/105V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- キ 受電設備の総容量 なし
- ク コンデンサの総容量 なし

- (2) 契約電力および電力使用量

- ア 契約電力 14キロボルトアンペア
- イ 予定使用電力量 7,446キロワット時(別紙第1のとおり。)

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率0%とすること。
(付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照
(RE100の細部については、Going 100% - RE100
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))

- (4) 契約期間

令和8年4月1日0:00～令和9年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
自動検針用伝送端末の有無 無
電力会社の検針方法 目視検針
- (6) 需給地点
需給場所における陸上自衛隊不知火中継所構内引込柱に設置した引込盤内の主配線用遮断器の電源側接続点
- (7) 計量地点
陸上自衛隊不知火中継所引込盤内の主配線用遮断器の電源側
- (8) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 対価の支払方法

電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。

5 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
- (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (5) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 力率の単位は1 %とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第2に掲げる条件を満たすこと。
- (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和8年度不知火中継所（電灯）電力使用予定表
(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間)

	夏季電力量 (kWh)	その他電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	備 考
4 月 分		547	547	
5 月 分		649	649	
6 月 分		483	483	
7 月 分	627		627	
8 月 分	723		723	
9 月 分	590		590	
1 0 月 分		632	632	
1 1 月 分		737	737	
1 2 月 分		596	596	
1 月 分		723	723	
2 月 分		619	619	
3 月 分		520	520	
合 計	1,940	5,506	7,446	

- ・ 夏 季… 毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・ その他季… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の譲許に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 ～ 0.375 未満	70
	0.375 以上 ～ 0.400 未満	65
	0.400 以上 ～ 0.425 未満	60
	0.425 以上 ～ 0.450 未満	55
	0.450 以上 ～ 0.475 未満	50
	0.475 以上 ～ 0.500 未満	45
	0.500 以上 ～ 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 ～ 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 ～ 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 ～ 8.00 %未満	10
	%超 ～ 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定義
① 令和５年度 １kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和５年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和５年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和５年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネル ギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方 の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按 分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利 用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率 から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出 し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電 分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力 購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれ る未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下 「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギー に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３ 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。 ４ 令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定義
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

入札書

件名（業務の名称）： 令和8年度健軍駐屯地（西地区）で使用する電気ほか

入札金額：¥

上記の金額をもって入札心得書及び入札説明書の条項を承諾の上、入札します。

令和8年3月4日

分任契約担当官陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長 原島 貴男 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名

印
印

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

委 任 状

受任者

営業所名

役 職

氏 名

使 用 印

印

私は上記の者を代理人と定め、下記件名（業務）の入札・見積及び契約に関する権限を委任します。

記

件名（業務の名称）：**令和8年度健軍駐屯地（西地区）で使用する電気ほか**

委任者

住 所

商号又は名称

役 職

代 表 者 氏 名

印

分任契約担当官陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長 原島 貴男 殿